

市史跡平野屋新田会所跡保存活用計画



大東市

令和6年3月

目 次

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的	4
第3節 計画の対象範囲	4
第4節 検討部会の設置と経緯	6
第5節 上位計画・関連計画と本保存活用計画との関連	9
 第2章 市史跡平野屋新田会所跡の概要・周辺環境等	11
第1節 大東市の概況	11
第2節 周辺環境	11
(1) 地理的環境	
(2) 歴史的背景	
(3) 社会的環境	
第3節 指定に至る経緯	19
第4節 指定の状況	19
(1) 指定調書	
(2) 指定範囲	
第5節 調査成果の概要	23
(1) 屋敷構え	
(2) 考古学調査	
(3) 坐摩神社調査	
(4) 関連史資料調査	
 第3章 市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値	34
第1節 本質的価値の明示	34
第2節 構成要素の特定	35
(1) 本質的価値を構成する要素の概要	
(2) 指定地外における本質的価値と同等の価値を有する要素の概要	
(3) 本質的価値に準じる要素の概要	
(4) 指定地内におけるその他の要素の概要	
(5) 周辺地域における深野池新田開発に関わる要素の概要	
 第4章 市史跡平野屋新田会所跡の現状と課題	40
第1節 保存管理に関する現状と課題	40
(1) 調査・研究に関する現状と課題	
(2) 遺構等の保存に関する現状と課題	
(3) 関連史資料の保存に関する現状と課題	
(4) 日常管理に関する現状と課題	
(5) 深野池新田開発関連文化財群の保存管理に関する現状と課題	
第2節 活用に関する現状と課題	41
(1) 公開に関する現状と課題	
(2) 情報発信・普及啓発に関する現状と課題	
(3) 学校教育での活用に関する現状と課題	

(4) 社会教育での活用に関する現状と課題	
(5) 深野池新田開発関連文化財群の活用に関する現状と課題	
第3節 整備に関する現状と課題	42
(1) 史跡整備に関する現状と課題	
(2) サイン整備に関する現状と課題	
(3) 深野池新田開発関連文化財群（水路・樋門）の整備に関する現状と課題	
第4節 運営・体制の整備に関する現状と課題	42
第5章 保存・活用・整備の方向性等の明示	43
第1節 大綱ならびに基本方針の明示	43
(1) 保存・管理・整備の大綱	
(2) 保存管理の基本方針	
(3) 活用の基本方針	
(4) 整備の基本方針	
(5) 運営・体制の整備の基本方針	
第2節 保存管理の方向性と方法	44
(1) 保存管理の方向性	
(2) 保存管理の方法	
第3節 活用の方向性と方法	45
(1) 活用の方向性	
(2) 活用の方法	
第4節 整備の方向性と方法	46
(1) 整備の方向性	
(2) 整備の方法	
第5節 運営・体制の整備の方向性と方法	48
(1) 運営・体制の整備の方向性	
(2) 運営・体制の整備の方法	
第6章 市史跡平野屋新田会所跡整備基本構想	49
第1節 史跡整備の考え方と方法	49
第2節 史跡整備イメージの提示	50
第3節 整備事業の進め方	50
資料編	53
■参考文献	53

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

18世紀初頭に行われた深野池の新田開発は、総面積325町1反5畝(約322.4ha、甲子園球場約84個分に相当)に及ぶ広大な耕作地を生み出し、今日の大東市域の地形が形成された。

平野屋新田会所は、深野池の新田開発に伴い設置された施設で、享保6年(1721)に平野屋又右衛門が取得した深野南新田(大東市平野屋・谷川・南新田地区付近)と河内屋南新田(東大阪市元町付近)の管理・運営のために設けられ、年貢の集積や住民の管理、武家の接待等に使われ、災害時には避難所としても機能した。

平野屋新田会所は東西約120m、南北約60mの広大な敷地を有し、大東市域の発展の基礎となった深野池の新田開発の歴史を物語る重要な施設であり、国史跡・重要文化財に指定されている東大阪市の鴻池新田会所や、八尾市指定文化財・史跡の安中新田会所跡旧植田家住宅、大阪市有形文化財・史跡の加賀屋新田会所跡などと同様に、大阪の新田開発の歴史を語る上で貴重なものであった。

平野屋新田会所屋敷は宅地開発のため平成20年(2008)に解体された。大東市は、平野屋新田会所跡の開発工事に対応するため、平成20～22年度に確認調査(第1次～第3次調査)を実施し、各建物の基礎構造や建物の変遷などについて知見が得られた。また、平野屋新田会所跡の部分的な取得についても所有者である開発業者と交渉を行い、平成22年7月に、会所跡北西隅の米蔵(土蔵②)、道具蔵(土蔵③)、船着場石段跡が残る部分(公簿面積476.07㎡)を公有化することができた。大東市が取得した箇所については、今後の保存活用方法を検討するため、平成23年度に確認調査を実施し、土蔵②(米蔵)・土蔵③(道具蔵)基礎の下部構造や、船着場跡の階段の状況、北側の周濠の規模などを確認できた(第4次調査)。

そして、平成31年3月に、公有地部分を「平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡」として市史跡に指定するとともに、市史跡指定地と関連史資料・関連遺産を「深野池新田開発関連文化財群」として一体的に保存・活用していく方針を打ち出した。

なお、市史跡指定地の北側の民有地が令和3年(2021)に宅地開発業者に売却されることとなったことを受け、大東市は、第4次調査で検出された北側周濠跡を保存するとともに、北側から市史跡指定地への進入路を確保して会所跡と周辺の遺産群との回遊性を高めるため、当該地の一部の保存に向けた協議を所有者との間で進めた結果、令和4年11月に周濠跡と北側からの進入路を含む部分(公簿面積361.09㎡)を公有化することができた。そして、令和5年3月に北側周濠跡を市史跡に追加指定し、名称を「平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡・周濠跡」(以下、市史跡平野屋新田会所跡とする。)に変更した(追加指定面積381.88㎡)。

少子高齢化等による担い手不足などを背景として、全国的に文化財の滅失等が喫緊の課題となっている。この課題に対応していくために、国は文化財保護法を改正(平成31年(2019)施行)し、「保存活用計画」が法律に位置付けられた。「保存活用計画」とは各文化財の保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、保存・活用を進めていくための指針となる基本的計画である。市史跡平野屋新田会所跡においても、保存・活用に関する取り組みを計画的に進めていくために、基本的な指針となる「市史跡平野屋新田会所跡保存活用計画」を策定することとした。

表1 平野屋新田会所跡に関連する調査と市史跡指定に関する出来事

凡 例		
●	調査関係	◆
◎	整備関係	▲
■	委員会	■
■	報告・発信	

年	出来事
平成 20 年	5～6月 ●大東市教育委員会、平野屋新田会所跡の確認調査を実施（第1次調査）
平成 22 年	3月 ■大東市教育委員会、大東市埋蔵文化財調査報告第 30 集『平野屋新田会所跡確認調査概要報告書』を刊行
	5～7月 ●大東市教育委員会、平野屋新田会所跡の宅地開発に伴う現地調査を実施（第2次調査）。
	7月 ◎大東市、会所跡北西隅の米蔵（土蔵②）、道具蔵（土蔵③）、船着場石段跡が残る部分（公簿面積476.07㎡）を公有化
平成 22 年～23 年	10～2月 ●大東市教育委員会、平野屋新田会所跡の住宅建設に伴う確認調査を実施（第3次調査）
平成 23 年	10～11月 ●大東市教育委員会、公有化した平野屋新田会所跡地の保存活用方法を検討するための確認調査を実施（第4次調査）
平成 24 年	12月 ■大東市教育委員会、大東市埋蔵文化財調査報告第 33 集『平野屋新田会所跡発掘調査概要－宅地開発に伴う調査－』を刊行
平成 25 年	3月 ◎大東市教育委員会、「平野屋新田会所跡整備基本構想」を策定
	3月 ■大東市、大東市埋蔵文化財調査報告第 34 集『平野屋新田会所跡－保存整備に伴う確認調査報告書－』を刊行
平成 26 年	3月 ■大東市教育委員会、平野屋新田会所市民サポーター養成講座を開講
	3月 ■大東市教育委員会、大東市史編纂史料集3『平野屋会所文書Ⅰ』を刊行
平成 27 年	3月 ■大東市教育委員会、大東市史編纂史料集4『平野屋会所文書Ⅱ』を刊行
平成 28 年	3月 ■大東市教育委員会、大東市史編纂史料集5『平野屋会所文書Ⅲ』を刊行
	10月 ◆大東市教育委員会、「平野屋新田会所文書」を市指定有形文化財に指定
平成 28～29 年	11～1月 ■大東市立歴史民俗資料館で、特別展「よみがえる平野屋新田会所」を開催
平成 29 年	3月 ■大東市教育委員会、大東市史編纂史料集6『平野屋会所文書Ⅳ』を刊行
平成 31 年	1月 ■平野屋新田会所市民サポーター会議、シンポジウム「新田遺産を活かすまちづくり」を開催
	3月 ◆大東市教育委員会、「平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡」を市史跡に指定
	3月 ■平野屋新田会所市民サポーター会議、「新田の歴史と遺産案内マップ」を作成
令和元年	8月 ■大東市教育委員会、「平野屋新田会所跡」市史跡指定記念講演会「未来につなぐ新田開発の遺産」を開催
	11月 ■大東市立歴史民俗資料館で、「今よみがえる新田遺産物語」を開催
令和 2 年	4月 ◆大東市教育委員会、「深野新田周辺川堤絵図」を市指定有形文化財に指定
令和 3 年	3月 ▲第1回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会を開催
	3月 ◎平野屋新田会所市民サポーター会議、旧深野南新田・河内屋南新田の樋門跡5か所に説明看板を設置
	3月 ■平野屋新田会所市民サポーター会議、「大東市指定史跡 平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡」パンフレットを作成
	9～10月 ■大東市立歴史民俗資料館で、平野屋新田 300 年記念企画展「新田の歴史と遺産」を開催
	10月 ■大東市、シンポジウム「未来につなぐ新田開発の遺産 2021～水がつむいだ大東の歴史～」を開催
令和 3～4 年	11～3月 ●大東市、平野屋新田会所跡測量調査を実施

令和4年	3月	▲第2回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会を開催
	7～12月	■大東市、歴史文化遺産セミナー「未来につなぐ新田開発の遺産」を大東市立生涯学習センターアクロスで開催
	11月	◎大東市、平野屋新田会所の北側周濠跡を含む民有地（公簿面積 361.09 m ² ）を公有化
令和5年	3月	◆大東市、公有化した北側周濠跡を市史跡に追加指定。指定名称を「平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡・周濠跡」に変更。
		▲第3回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会を開催
		■大東市、大東市文化財調査報告書『平野屋新田会所跡総合調査報告書』を刊行
	8月	▲第4回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会を開催
	10月	▲第5回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会を開催
	12月	■大東市、シンポジウム「未来につなぐ新田開発の遺産 2023」を大東市立総合文化センター（サーティホール）で開催 ■大東市、平野屋新田会所跡パンフレットを作成
令和6年	2月	▲第6回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会を開催
	3月	■大東市、「市史跡平野屋新田会所跡保存活用計画」を策定

第2節 計画策定の目的

大東市が平成 22・令和 4 年度に公有化した平野屋新田会所跡（面積約 940 m²）には、千石蔵・道具蔵・船着場・周濠の遺構が保存されている。また、会所跡地内には、かつて庭園に設置されていた歌碑や庭石、石灯籠、主屋建物の基礎石、会所北側の民有地から移動した農民感謝碑などの石造物も保存されている。

大東市は、公有化した平野屋新田会所跡の保存・活用・整備を進めていくため、平成 24 年度に「平野屋新田会所跡整備基本構想」を策定し、動線計画や施設・景観等についての考え方を提示したが、実現には至らなかった。

その後、会所跡の整備活用に幅広い市民の声を反映するため、平成 26 年度に平野屋新田会所市民サポーター会議を結成し、市と市民サポーターが協力して、会所跡や関連遺産に関する情報発信等を進めてきた。

一方、この間、「平野屋新田会所文書」や平野屋新田会所に伝わった民俗資料、平野屋新田会所の屋敷神であった坐摩神社の建物と奉納資料、平野屋新田会所跡周辺に残る樋門など、関連史資料・関連遺産に関する調査・研究が進展し、平野屋新田会所の多様な役割や新田経営の実態、新田の民俗・水利・宗教などに関する事実が明らかになってきている。

こうした平野屋新田会所跡の現状や会所屋敷解体後の大東市の取り組み、調査・研究の進展、前述の国の法制度等を踏まえ、市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値を関係者間で確認・共有し、貴重な歴史遺産を後世に確実に継承し、活用を図るために、保存・活用・整備の基本的な方向性を示すことを目的とする。

第3節 計画の対象範囲

本計画では、平野屋新田会所跡の市史跡指定地と北側からの進入路（いずれも公有地）を主たる計画対象区域とする。

また、市史跡指定地に近接する坐摩神社や、旧深野南新田（大東市平野屋・谷川・南新田地区付近）に残る樋門、井路（水路）、古堤街道などを、主たる計画対象区域と一体的な保存・活用をめざす関連地とする。そして、平野屋新田会所跡と関連地、及び「平野屋新田会所文書」や「深野新田周辺川堤絵図」、「高松家文書」、坐摩神社の祭礼や奉納資料、会所由来の民具や調度品、棟札類、考古資料などの関連史資料を、深野池の新田開発の歴史を物語る「深野池新田開発関連文化財群」として一体的に捉えることとする。

「関連文化財群」とは、地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりを持って扱うことで、指定文化財だけでなく未指定の文化財についても構成する要素として位置付けることが可能となり、相互に結びついた文化財の多面的な価値や魅力を発見することが可能となる。

なお、本計画では、市史跡平野屋新田会所跡に関連して、記載内容に応じて「市史跡平野屋新田会所跡」、「平野屋新田会所」、「平野屋新田会所跡」に区分して使用する。（定義参照：P5 表 2、範囲参照：P35 図 28）

表2 各用語の定義

用語	定義
市史跡平野屋新田会所跡	市史跡に指定されている範囲。
平野屋新田会所	会所として機能していた時期の会所そのものを指す用語。その範囲は「平野屋新田会所跡」と同一とする。
平野屋新田会所跡	坐摩神社を含む平野屋新田会所として利用されていた土地の範囲。(周知の埋蔵文化財包蔵地「平野屋新田会所跡」と同範囲)
深野池新田開発関連文化財群	深野池の新田開発の歴史を物語る関連性のもと、平野屋新田会所跡と関連地、及び「平野屋新田会所文書」や「深野新田周辺川堤絵図」、「高松家文書」、坐摩神社での祭礼や奉納資料、会所由来の民具や調度品、棟札類、考古資料などの関連史資料を一体的なまとまりとして捉えたもの。

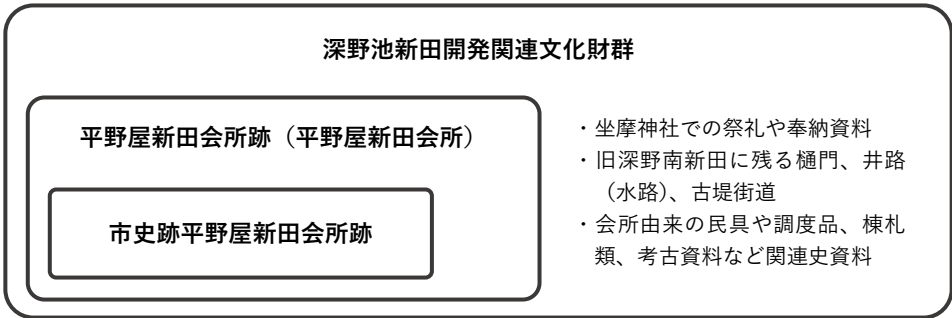


図1 各用語の概念図

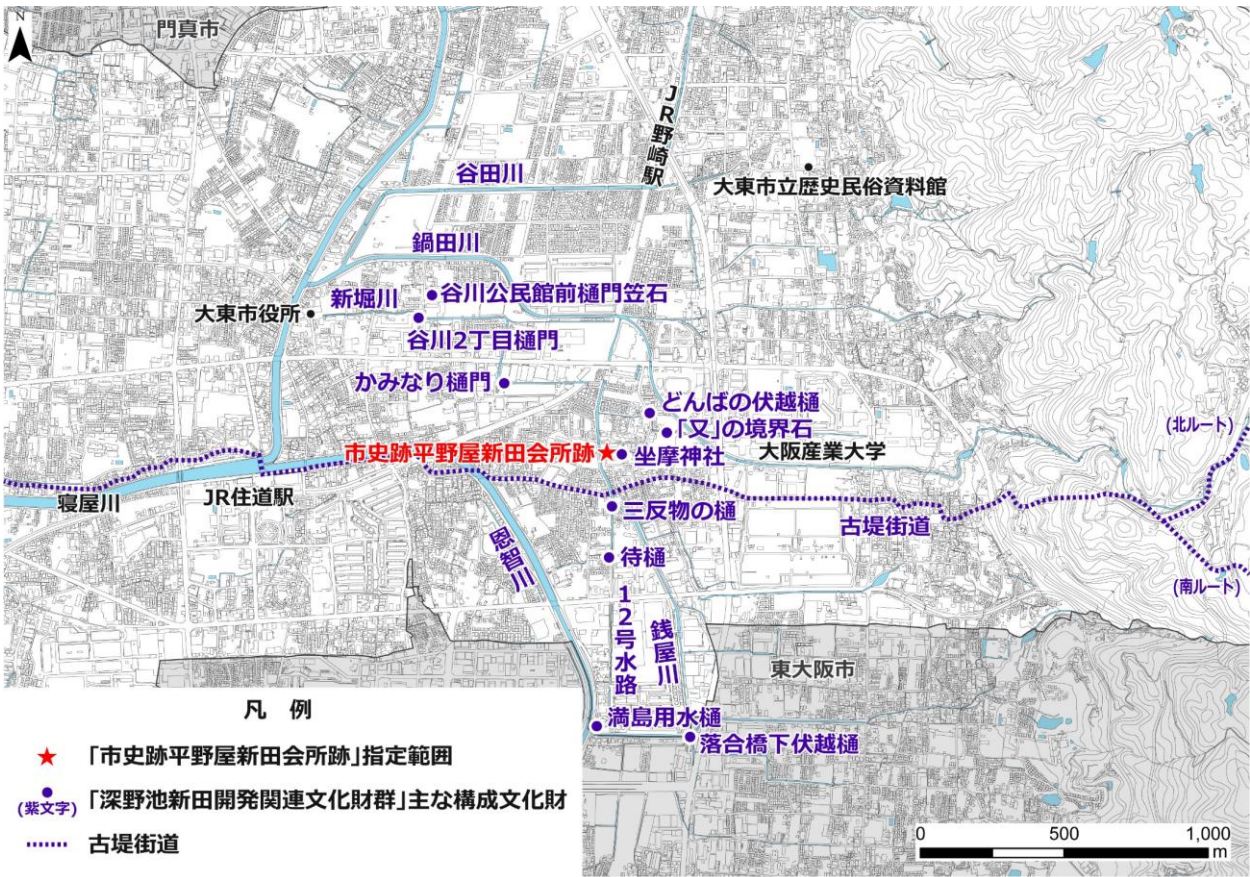


図2 「深野池新田開発関連文化財群」の主な構成文化財の位置

第4節 検討部会の設置と経緯

大東市は、市史跡に指定されている平野屋新田会所跡を核とする「深野池新田開発関連文化財群」の保存・活用・整備のあり方について検討するため、令和3年（2021）3月に、深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会を大東市文化財保護審議会の専門部会として設置した。

本計画策定にあたっては、必要な事項の意見聴取及び検討を行うために、令和2年度から令和5年度までに検討部会を計6回開催した。

また、令和5年度には2回の文化財保護審議会でも、本計画について検討を行った。

深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会 委員名簿

氏名	所属	専門	備考
<部会長> 網 伸也	近畿大学教授 （大東市文化財保護審議会委員）	考古学	
岡村 喜史	大東市史編纂委員 （大東市文化財保護審議会会長）	歴史学	
松本 裕	大阪産業大学准教授 （大東市文化財保護審議会委員）	都市計画	
廣田 英則	平野屋区長		令和4年度から
高乗馬 一成	平野屋区長		令和3年度まで
中島 聖	谷川区長		令和3年度から
野村 誠	谷川区長		令和2年度まで
川中 昭義	南新田区長		
水永 八十生	平野屋新田会所市民サポーター会議会長		
世良 悦子	平野屋地区住民		
大洞 優平	大阪産業大学学生		令和5年度から
池田 眸	大阪産業大学学生		令和4年度まで

深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会 オブザーバー

氏名	所属	備考
坂本 千里	大東市産業・文化部観光振興課長	令和5年度から
藤原 成典	大東市産業・文化部次長兼都市魅力観光課長（令和4年度） 大東市戦略企画部次長兼戦略企画室都市魅力観光グループ課長（令和2年度）	令和2・4年度
北田 雅嗣	大東市産業・文化部都市魅力観光課上席主査	令和3・5年度
橋本 健	大東市都市整備部水政課	令和5年度から
木村 広輝	大東市都市整備部都市整備室水政課係員（令和3・4年度） 大東市街づくり部水政課係員（令和2年度）	令和4年度まで

大東市文化財保護審議会 委員名簿

氏名	所属	専門	備考
<会長> 岡村 喜史	大東市史編纂委員	歴史学	
<副会長> 市川 秀之	滋賀県立大学教授	民俗学	
天野 忠幸	天理大学教授	歴史学	
網 伸也	近畿大学教授	考古学	
岩間 香	摂南大学名誉教授	美術史	
植松 清志	元大阪市立大学客員教授	建築史	
尾崎 明幸	大阪府文化財愛護推進委員	刀剣	
松本 裕	大阪産業大学准教授	都市計画	
吉原 忠雄	元大阪大谷大学教授	美術史	

事務局

氏名	所属	備考
北田 哲也	大東市産業・文化部長	令和3年度から
家村 幸一	大東市産業・文化部生涯学習課長	令和4年度から
田川 愛実	大東市産業・文化部総括次長兼生涯学習課長	令和3年度
平岡 健一郎	大東市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長	令和2年度
馬場 弘行	大東市産業・文化部生涯学習課上席主査 大東市教育委員会事務局生涯学習部長	令和3年度から 令和2年度
佐々木 拓哉	大東市産業・文化部生涯学習課主査 大東市産業・文化部生涯学習課係員 大東市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課係員	令和5年度 令和3・4年度 令和2年度
李 聖子	大東市産業・文化部生涯学習課係員 大東市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課係員	令和3年度から 令和2年度
黒田 淳	大東市産業・文化部生涯学習課係員 大東市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課参事	令和3年度から 令和2年度
松迫 寿	大東市産業・文化部生涯学習課係員	令和4年度から

■第1回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会

【開催日時】 令和3年3月16日(火)14時～16時

【場 所】 大東市役所東別館2階 会議室

【主な議題】・検討部会の役割について

- ・これまでの経緯と主な取り組みについて
- ・深野池新田開発関連文化財群の現状について
- ・平野屋新田会所北側濠跡の保存協議について
- ・今後のスケジュールについて

■第2回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会

【開催日時】令和4年3月11日(金)14時～16時

【場 所】大東市役所東別館2階 会議室

【主な議題】・平野屋新田会所北側濠跡について

・令和3年度の取り組みについて

・令和4年度の取り組みについて

■第3回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会

【開催日時】令和5年3月17日(金)10時～12時

【場 所】大東市役所西別館5階 会議室

【主な議題】・平野屋新田会所 周濠跡の市史跡追加指定について

・平野屋新田会所跡保存活用計画策定について

・令和4年度の取り組みについて

■第4回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会

【開催日時】令和5年8月17日(木)14時～16時

【場 所】大東市立市民会館5階 教育委員会会議室

【主な議題】・第1章～第5章の確認

■令和5年度第1回大東市文化財保護審議会

【開催日時】令和5年8月21日(月)14時～16時

【場 所】大東市立市民会館5階 教育委員会会議室

【主な議題】・第1章～第5章の確認

■第5回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会

【開催日時】令和5年11月2日(木)14時～16時

【場 所】大東市役所東別館2階 会議室

【主な議題】・前回案件修正確認

・第6章の確認

■第6回深野池新田開発関連文化財群保存活用検討部会

【開催日時】令和6年2月26日(月)14時～16時

【場 所】大東市役所東別館2階 会議室

【主な議題】・保存活用計画案の最終確認

■令和5年度第2回大東市文化財保護審議会

【開催日時】令和6年3月25日(月)14時～16時

【場 所】大東市立歴史とスポーツふれあいセンター4階 多目的室Ⅰ

【主な議題】・保存活用計画案の最終確認

第5節 上位計画・関連計画と本保存活用計画との関連

大東市では、市民憲章（昭和46年制定）の中で「（わたくしたち大東市民は）伝統をたつとび未来をそだて 心をあわせて文化のまちをつくりましょう」を掲げており、市民の生活の指針として伝統や文化を重んじることが記されている。

大東市における本計画の上位計画は、第5次大東市総合計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）が該当する。第5次大東市総合計画は、まちづくりの理念「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」の実現をめざし、総合的なまちづくりの理念と方向性を示したものである。

第5次大東市総合計画で定めた理念と方向性を踏まえ、現実に向けた戦略的な取り組みの重要施策を示す第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3（2021）年～令和7（2025）年）を策定している。令和3年3月には総合計画及び総合戦略を再整理し、新たな体系の中で一体的にとらえた「幸せデザイン大東」を策定している。

総合戦略では、重点分野2「エリアの価値を高める都市整備と都市空間の創出」の具体的施策（6）「まちに対する市民の愛着の醸成」文化・歴史に対する市民の誇りの醸成と次世代への継承の項目において平野屋新田会所跡等文化財群の保全活用方針の検討を挙げている。

その他、関連する計画として、大東市歴史的資源活用基本方針、大東市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）、大東市景観計画、大東市国土強靱化地域計画、第2期大東市環境基本計画があげられる。

大東市歴史的資源活用基本方針では、「平野屋新田会所という、一つの歴史的資源で人を呼び込んだり、市民に誇りを感じてもらうのではなく、大東の持つ他の歴史的資源を組み合わせた総合的な価値を高め、人を引き付けて行くことが望まれる」としており、「近隣の会所関連施設との事業連携についても検討を行っていく」方針が示されている。大東市都市計画に関する基本的な方針では、平野屋新田会所跡が位置する東南部地域の将来像及び地域づくりの基本方針を「若者が集う学園都市としての顔と緑豊かな郊外型の居住環境を備えた地域」としており、今後10年間における具体的な取り組みとして、「平野屋新田会所と周辺遺産の保存活用計画を策定し、市民に親しまれる史跡となるような整備を行う」ことを目標としている。

本計画は上位計画である「幸せデザイン大東（第5次大東市総合計画及び第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」に即するとともに、上記の関連計画・方針との調整を図って策定した。

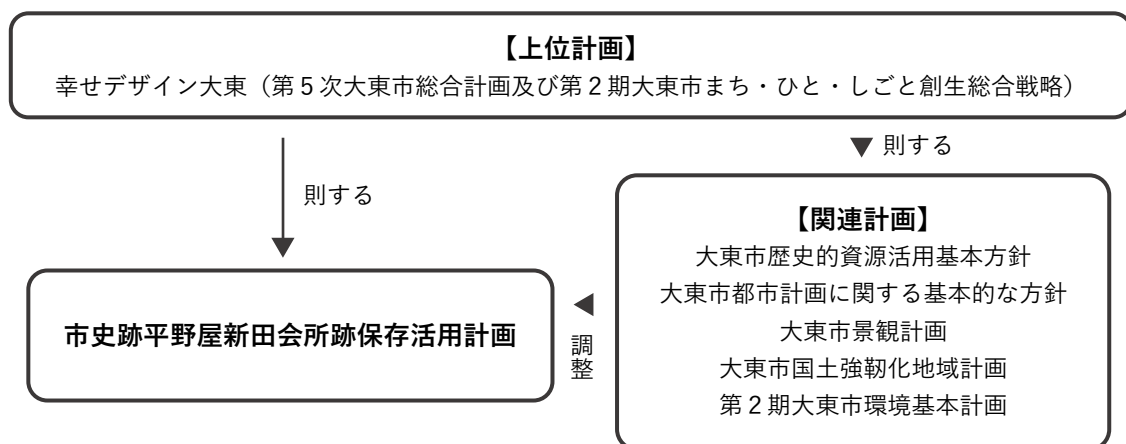


図3 本計画と上位・関連計画の関係

表3 上位・関連計画での位置づけ

計画（期間）		位置づけ（平野屋新田会所跡に関する事項を抜粋）				
幸せデザイン大東	第5次大東市総合計画 （令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）	【まちづくりの理念】 あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり				
	第2次大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略 （令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）	【「重点分野2：エリアの価値を高める都市整備と都市空間の創出」の具体的施策】 <table><tr><td>（6）まちに対する市民の愛着の醸成</td><td>文化・歴史に対する市民の誇りの醸成と次世代への継承</td><td>・平野屋新田会所跡等文化財群の保全活用方針の検討</td></tr></table>			（6）まちに対する市民の愛着の醸成	文化・歴史に対する市民の誇りの醸成と次世代への継承
（6）まちに対する市民の愛着の醸成	文化・歴史に対する市民の誇りの醸成と次世代への継承	・平野屋新田会所跡等文化財群の保全活用方針の検討				
大東市歴史的資源活用基本方針 （平成27年（2015）策定）		【新田開発の遺構・平野屋新田会所跡】 《個別指針（可能性）》 平野屋新田会所という、一つの歴史的資源で人を呼び込んだり、市民に誇りを感じてもらうのではなく、大東の持つ他の歴史的資源とを組み合わせせた総合的な価値を高め、人を引き付けて行くことが望まれる。 近隣の会所関連施設との事業連携についても検討を行っていく。				
大東市都市計画に関する基本的な方針 （令和4年（2022）策定）		【地域別構想：東南部地域】 《将来像》 若者が集う学園都市としての顔と緑豊かな郊外型の居住環境を備えた地域 《今後10年間における具体的な取組み》 平野屋新田会所と周辺遺産の保存活用計画を策定し、市民に親しまれる史跡となるような整備を行う。				
大東市景観計画 （令和2年（2020）策定）		【基本目標】 都市・自然・歴史が豊かに共存し、まちへの誇りを育む笑顔あふれる景観形成 【基本方針】 自然環境や歴史情緒あるまちなみを育てます。				
大東市国土強靱化地域計画（令和5年（2023）3月改訂） （令和3年（2021）度～令和13年（2031）度）		【計画策定の趣旨】 大規模自然災害等に対し「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復 するしなやかさ」を備えた「安全安心な地域・経済社会の構築」をめざす 【防災に関する取組状況】 指定避難所等の指定、各種ハザードマップの策定、民間企業や他自治体等と各種の災害協定を締結するなどの取組を行っている。50地区で自主防災組織が結成され、各地区で防災訓練などの取組が行われている。 【脆弱性評価結果・個別事業（具体的な取組）】 起きてはならない最悪の事態「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失」に対する個別事業 （1）文化財の防災対策の推進 （2）国史跡区域の地籍調査の実施 （3）文化財保護の推進 （4）地域の有形・無形文化財の継承の推進				
第2期大東市環境基本計画 （平成28年（2016）度～令和7年（2025）度）		【基本理念～めざすべき環境像～】 快適でうるおいのある豊かな環境を創り、守り、育て、伝えていく まち だいとう 【「基本目標：人と自然との“わ、となる『だいとうの環境』の主な施策】 都市拠点や公園・緑地などの緑の拠点、歴史・文化資源、山地部の豊かな自然などを結び、歩行者の回遊性を向上します。				

第2章 市史跡平野屋新田会所跡の概要・周辺環境等

第1節 大東市の概況

大東市は大阪府の北東部、北河内地域に位置する。大東市の東は大阪府と奈良県の府県境にあたり、金剛生駒紀泉国定公園に含まれる生駒山を最高点とする生駒山地が約 25 kmにわたり南北に連なる。東は奈良県生駒市、西は大阪市、北は門真市、寝屋川市、四條畷市、南は東大阪市と接している。

大東市は東西 7.5 km、南北 4.1 kmの長さで総面積は 18.27 km²を測る。面積の約二分の一は生駒山地の山間地となり、中部から西部にかけては低湿地平野となり、人口は約 12 万人である。

市域内には大阪外環状線（国道 170 号）と府道大阪生駒線（阪奈道路）が通る。鉄道は大阪市内と京都府南部を結ぶ JR 学研都市線がとおり、大東市内には四条畷駅、野崎駅、住道駅が設けられており、大阪市内と奈良県、京都府方面をそれぞれつなぐ。

第2節 周辺環境

（1）地理的環境

大東市域の東半分は生駒山系による山地・丘陵地で占められており、市街地のすぐ背後には標高 314.3mの飯盛山が存在する。およそ西半分は標高約 1～5 m足らずの平地がほとんどで、河内平野全体からしても、最も低い場所となっている。山地・丘陵地と平野部との間には飯盛山から流れ出す中小河川によって形成された小規模な谷口扇状地が見られ、そこでは標高 9～20mの微高地が形成されている。平野部は沖積層から成り、地盤の悪い低湿地性の粘土やシルトが堆積しているが、これは縄文時代前期から中期頃に起こった海進現象により生駒山麓際まで海水が入り込み、かつて河内平野全体に広大な湾（河内湾）が形成されていたことに起因している。

縄文時代前期から中期頃に河内平野全体に広がっていた河内湾は、淀川や柏原方面から北流していた旧大和川の分流である諸河川の堆積作用と水域の後退等により、上町台地を境として外海と隔てられるようになり、弥生時代前期頃には次第に淡水化が進み潟（河内潟）となっていたが、さらに古墳時代頃になると完全に外海と隔てられるようになり、淡水湖（河内湖）となっていた。この湖は古代末から中世にかけてその範囲が縮小し、「勿入渚」や「廣見池」等の名称で呼ばれるようになり、近世初頭頃にはさらに規模が縮小し、大東市の平野部では深野池となり、西側の東大阪市付近では新開池となっていた。

深野池には前述のように南から旧大和川の分流である諸河川、北からは寝屋川が流れ込んでいたが、河床は次第に高くなり、大雨のたびに決壊が相次ぎ、流域や深野池の周辺は水害が絶えない地域であった。しかし、徳川幕府の治水対策として、宝永元年（1704）に行われた大和川付替え工事により、水の流入が激減した深野池の跡地では新田開発が行われ、大東市の現在の地形が出来上がった。

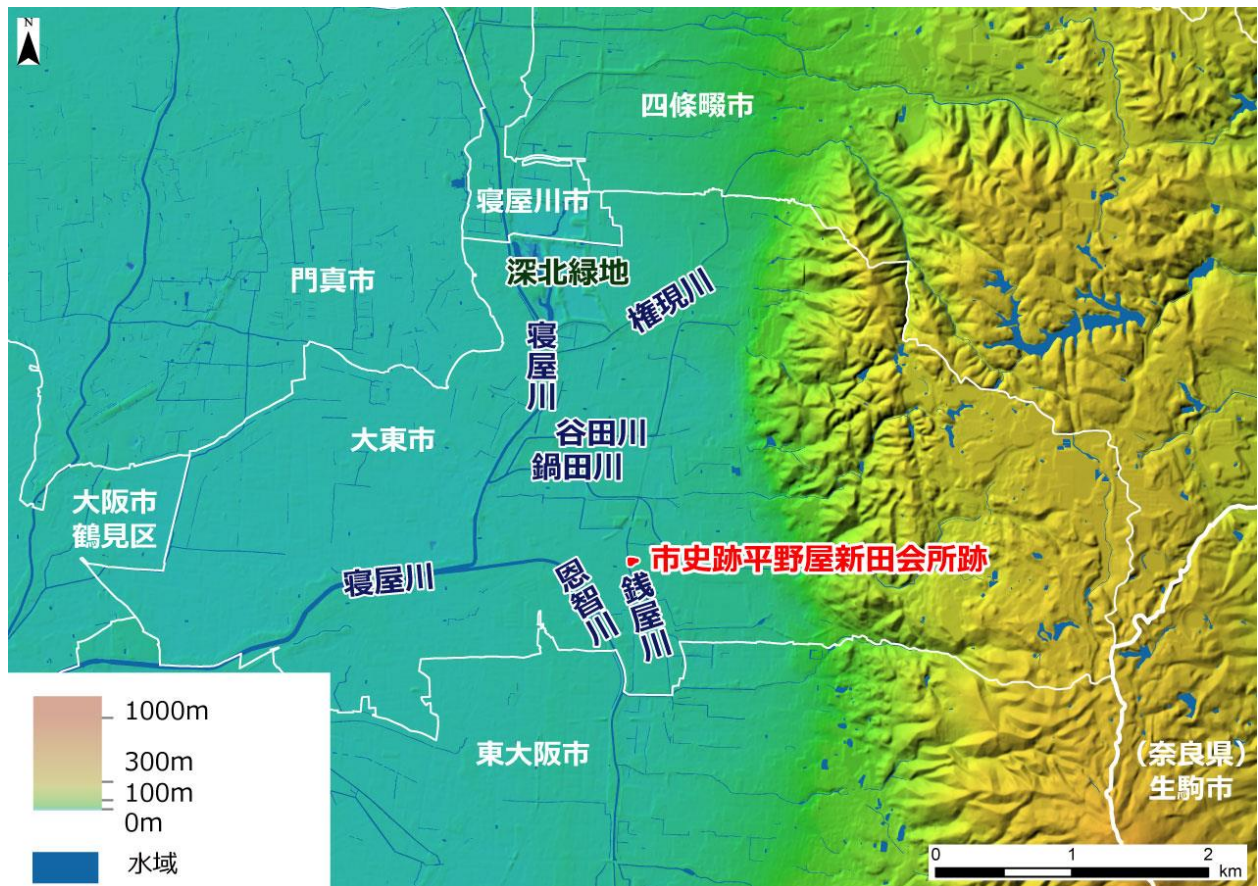


図4 色別標高図（国土地理院色別標高図に加筆）

（２）歴史的背景

河内平野では、縄文時代に海面上昇（縄文海進）によって河内湾が形成された。その後、河内湾は淀川水系・旧大和川水系からの土砂流入によって水域が縮小、淡水化して河内潟となり、古墳時代頃には河内湖となった。飯盛山を含む生駒山地山麓にあたる河内湾、河内潟、河内湖の沿岸部には、集落や古墳などが形成されるようになり、中垣内遺跡では竪穴住居跡や弥生式土器が発見されている。古墳時代には、飯盛山山麓に堂山古墳群など多くの古墳が形成されており、この地における朝鮮半島からの渡来人の存在がうかがわれる。その後も西大寺の荘園開発や東高野街道沿いでの集落の形成など、市域において集落の形成が進むようになった。

京都・大坂・奈良の中間に位置する大東市域は、河内湖を通じた水運や東高野街道の整備などによって、次第に交通の要衝の地となっていった。鎌倉時代になると北新町や御領、諸福などの低地においても開発が進むようになった。戦国時代には、木沢長政によって後に三好長慶の居城となる飯盛城が築城された。その頃、河内湖は、深野池と新開池という二つの大きな池となっていた。

近世に入り、旧大和川の水位が上昇し、大雨によって旧大和川や深野池・新開池の堤切れがしばしば発生するようになった。徳川幕府は治水対策として、宝永元年（1704）、河内平野を南北に流れていた旧大和川を柏原から西向きに付け替える大和川付替え工事を行った。付替え工事後、旧大和川下流の河床や池床では新田開発が行われ、約1060町歩（約1050ha）に及ぶ耕作地が生まれた。

深野池の新田開発は、大和川付替え翌年の宝永2年（1705）から開始された。深野池床の総面積325町1反5畝（約322.4ha、甲子園球場約84個分に相当）の開発権は、入札によって、東本願寺難波御坊

(大坂御堂・南御堂、この時の輪番が最勝寺)と大坂十二講が落札したが、このうち深野池跡の北部と南部の75町分については河内屋源七に開発権が譲渡され、河内屋北新田と河内屋南新田として開発された。そして残りの分については難波御方が開発し、深野北新田・深野新田・深野南新田が誕生した。この後、これらの新田は質流れによって大坂市中の商家に所有権が移

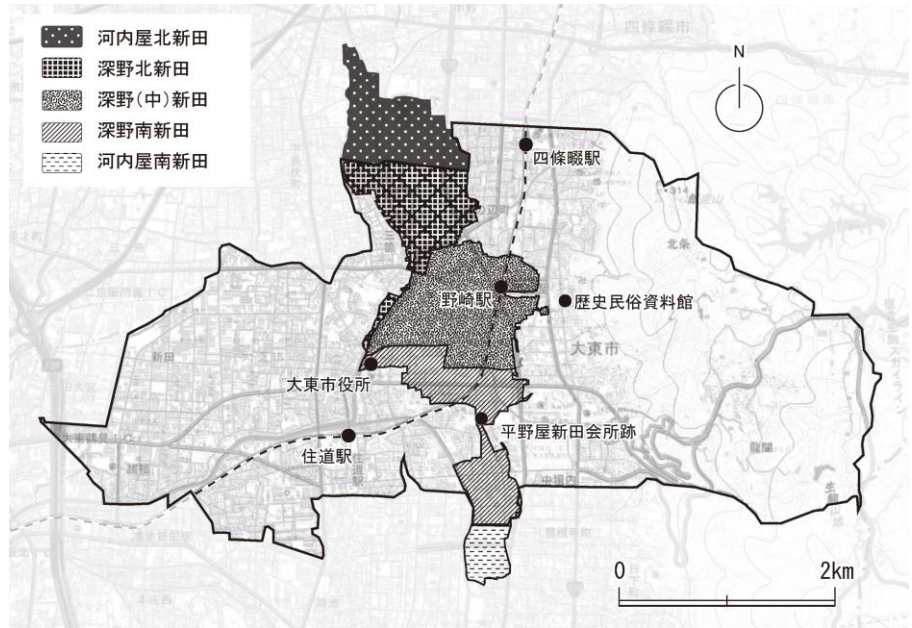


図5 深野池跡にできた新田

り、深野南新田(現・大東市平野屋・谷川・南新田付近)と河内屋南新田(現・東大阪市元町付近)については、享保6年(1721)に大坂久太郎町の両替商平野屋又右衛門が所有することとなった。会所は、所有する商家が出先機関として設置した施設で、現地には支配人が置かれ、新田の管理・運営等の業務にあたらせた。会所は、年貢の集積や住民の管理、武家の接待等に使われ、災害時には避難所としても機能した。この時期の各新田にはこのような会所が置かれ、平野屋新田会所は、平野屋又右衛門が深野南新田と河内屋南新田の管理・運営のために設けた施設である。

平野屋新田会所の設置時期については、明治26年(1893)に屋敷蔵を修復した時の棟札に「享保拾年巳三月朔日」という墨書が確認できることから、平野屋が新田の所有権を得た直後に建設されたことが分かる。また、享保13年(1728)頃までには、平野屋によって、大坂市中の坐摩神社(現・大阪府中央区久太郎町4丁目)から勧請した^{いやすり}坐摩神社が会所敷地内に建立されていたことが「平野屋新田会所文書」の記録から分かる。

その後、深野南新田と河内屋南新田の所有権は、延享2年(1745)、大坂上町船越町の両替商助松屋忠兵衛に移り、次いで享和3年(1803)、天王寺屋八重(後に天王寺屋源助)に、そして文政7年(1824)には最後の所有者である大坂北久太郎町の銭屋(高松)長左衛門へ譲渡された。

新田開発では、田畑だけでなく網目状に井路(水路)も整備された。整備された井路(水路)と寝屋川を介した舟運によって大坂市中と直結したことにより、新田や周辺地で生産された米や木綿・菜種などの商品作物が大坂市中に運ばれ、人々の生活を支えることとなった。また、新たな土地の開発によって古堤街道や河内街道などの整備も進み、舟運や陸運を通じて、新田や周辺地と大坂市中との人的交流もさかんとなり、野崎まいりをはじめとする文化の発展にもつながった。

戦後の農地解放によって新田の所有権は消滅するが、会所の屋敷地と建物は平成20年(2008)に解体されるまで、引き続き高松家が所有した。現代に至るまでほぼ当時の姿を残していた平野屋新田会所跡は、大阪の新田開発の歴史を語る上で貴重なものであったが、宅地開発のため平成20年(2008)に解体された。

(3) 社会的環境

1) 人口

大東市の人口は、令和2年(2020)の国勢調査で119,367人であり、年少人口割合は11.7%、高齢化率は27.4%である。人口推移をみると平成12年(2000)の128,917人をピークに減少傾向にある。

令和5年(2023)3月末日の住民基本台帳人口(総人口116,963人)によると、平野屋新田会所跡の位置する平野屋の人口は1,871人、旧深野南新田の谷川の人口は2,505人、南新田の人口は928人、平野屋の西側に隣接する泉町の人口は2,253人となっている。

「大東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和3年3月改訂版)」での将来推計人口によると、様々な施策の実施によって、2030年には130,124人、2060年には129,961人という将来展望を示している。

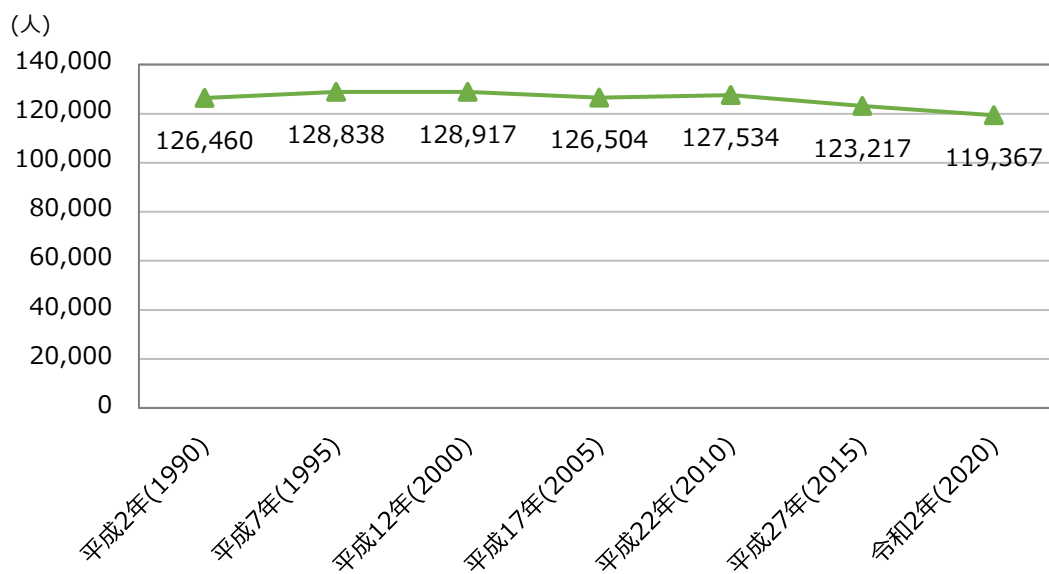


図6 大東市の人口推移(国勢調査)

表4 周辺の町名別人口(令和5年(2023)3月末日の住民基本台帳人口)

町名		世帯	世帯計	人口	人口計
平野屋	平野屋1丁目	443	796	1,099	1,871
	平野屋2丁目	353		772	
谷川	谷川1丁目	318	1,155	617	2,505
	谷川2丁目	837		1,888	
南新田	南新田1丁目	496	496	928	928
	南新田2丁目	0		0	
泉町	泉町1丁目	379	1,095	741	2,253
	泉町2丁目	716		1,512	

2) 都市計画・土地利用

大東市は北河内地域に属し、東側には金剛生駒紀泉国定公園に含まれる生駒山地が南北に連なり大阪府と奈良県の府県境となっている。西側の平野部は JR 学研都市線沿線にあり、大阪都心へ約 20 分という立地から市街地として発展している。

大東市全域は都市計画区域に指定されており、このうち 11.87 km² (約 65%) を市街化区域、東部の山林や深北緑地等 6.4 km² (約 35%) が市街化調整区域に指定されている。

土地利用現況 (令和 3 年 3 月 31 日現在) は、市街地が 10.99 km² (60.1%) と過半を占め、次いで山林が 3.42 km² (18.7%)、普通緑地が 1.59 km² (8.7%) となる。市街地の内訳は、一般市街地、工場地の順に多い。

市史跡平野屋新田会所跡は大東市の東南部に位置し、北西の JR 学研都市線、東の大阪外環状線、南北の大阪生駒線、西の恩智川に囲まれた住宅地が広がる地域の中央部に位置している。

市史跡平野屋新田会所跡及び周辺地は、マンションや 1,500 m²以下の店舗等が建設することが可能な第二種中高層住居専用地域 (容積率 200%、建ぺい率 60%) に指定されている。会所建物が建っていた一部の範囲を含めて宅地開発されており、若い世帯を中心に多くの新しい市民が居住している。市史跡平野屋新田会所跡の 500m 圏内には、学校や公園、幹線道路、鉄道などが立地している。

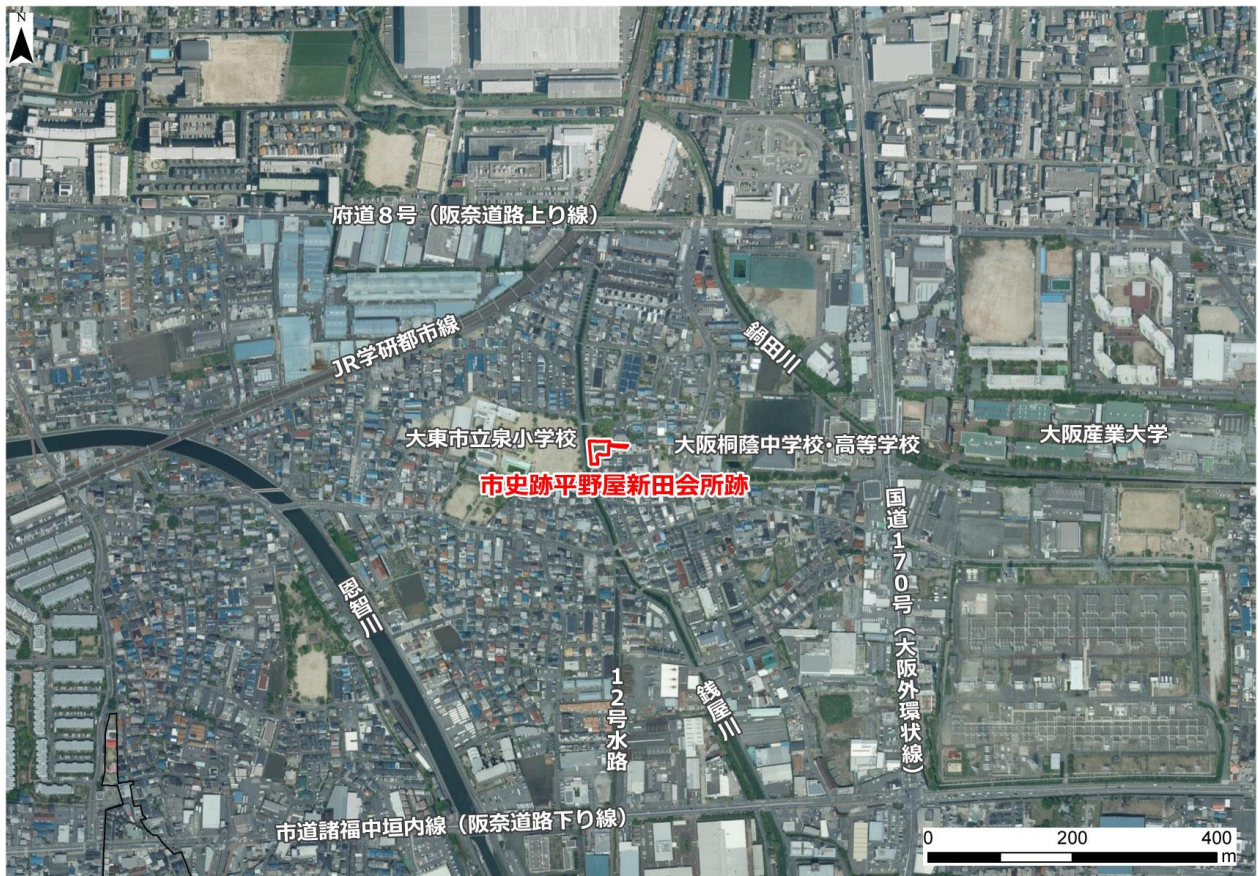


図7 市史跡平野屋新田会所跡周辺の航空写真 (国土地理院撮影航空写真に加筆)

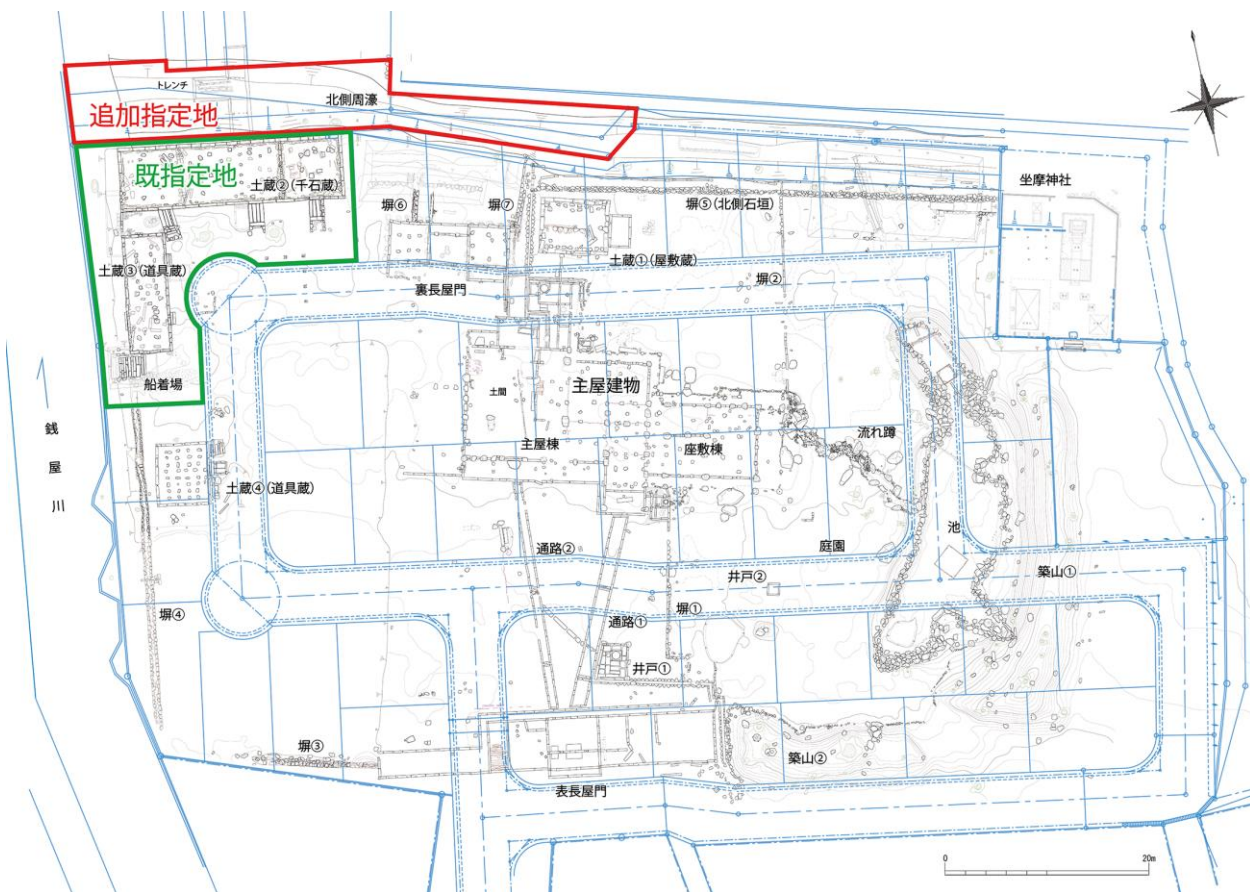


図 8 市史跡平野屋新田会所跡周辺の宅地開発の状況
(※青線が宅地開発による敷地境界)

3) 交通

市史跡平野屋新田会所跡の西側には銭屋川が流れ、南側には古堤街道という大阪から奈良へ向かう旧街道が通っている。銭屋川に限らず12号水路や鍋田川など水路網が発達しており、新田開発以降、人や物資が行き来していた場所に立地している。現在も周辺には鉄道や道路が整備されており、遺跡としては比較的アクセスのしやすい環境にある。

鉄道交通については、市史跡平野屋新田会所跡は JR 学研都市線の住道駅と野崎駅が最寄り駅であり、大阪市内からもアクセスが良好である。最寄り駅からの徒歩での所要時間は、住道駅からは約 18 分、野崎駅からは約 20 分である。

道路交通について、市史跡平野屋新田会所跡は住宅地内にあるため、接道している道路は宅地内の道路となっている。周辺の幹線道路は、北側に大阪府道 8 号が東西、東側に国道 170 号（大阪外環状線）が南北に走っており、それぞれ大阪府内や近畿地方の各都市を結んでいる。

バス交通について、JR 住道駅前を発着する大東市コミュニティバスの南新田コースを利用すると、途中の泉町北バス停から徒歩約４分で行くことができる。また、近鉄バス（〔30〕東花園駅前行きもしくは〔31〕枚岡車庫行き、〔16〕生駒登山口行き）では、途中の平野屋バス停から徒歩約８分で行くことができる。

なお、現地及び周辺には公的な駐車場は整備されていない。

4) 周辺の公共施設等

市史跡平野屋新田会所跡の保存・活用に関わる公共施設として、社会教育施設である大東市立歴史民俗資料館（歴史とスポーツふれあいセンター）がある。歴史民俗資料館では歴史や文化財についての展示解説と情報発信を行っており、平野屋新田会所跡に関する解説等も行っている。

市史跡平野屋新田会所跡の周辺には、大東市立泉小学校や大阪桐蔭中学校・高等学校が近接して立地している。また、東に 500m ほどのところには大阪産業大学が立地している。



図9 大東市立歴史民俗資料館

5) 防災

市域東側に所在する生駒山系の西側山麓部を南北に走る生駒断層帯は活断層帯であり、30 年以内にほぼ 0～0.2%の確率で、M7.0～7.5 程度の地震が発生するという可能性が指摘されている。また、南海トラフ地震や上町断層帯地震でも市域に影響を及ぼす可能性があり、それぞれ被害状況も想定されている。

想定最大規模降雨での洪水リスクを大阪府が作成しており、市史跡平野屋新田会所跡は[0.5m 未満]から[0.5m～1.0m 未満]の浸水想定となっている。

市史跡平野屋新田会所跡に近接している大東市立泉小学校は、指定緊急避難場所・指定避難所であり、大阪桐蔭中学校高等学校体育館は指定避難所に指定されている。

地域防災計画では、災害発生時の応急対策として、速やかに文化財の被害調査を行い、文化財の所有者及び管理者に対しての必要な指示や大阪府教育庁への報告を行うことが記されている。

6) 法規制

市史跡平野屋新田会所跡には、下記の法規制がかかっている。

表 5 市史跡平野屋新田会所跡の法規制

法律等	指定区域等	市史跡指定地内における指定範囲	規制内容
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	全域	文化財保護法第 92 条または第 93 条に基づき、発掘調査や土木工事等を行う場合は、大阪府教育庁への届出が必要となる。
特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域	全域	宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装などを行う場合は府知事の許可が必要となる。
都市計画法	<用途地域> 第二種中高層住居専用地域 (建ぺい率：60%) (容 積 率：200%)	全域	敷地面積に対する建築面積の割合の制限が 60%と定まっている。また、敷地面積に対する延べ面積の割合の制限が 200%と定まっている。
景観法及び景観条例	大東市景観計画区域 (※大東市景観条例)	全域	一定規模以上の建築物や工作物の新築等及び開発行為を行う場合は、それぞれの景観計画で定める景観形成基準に準拠する必要がある。

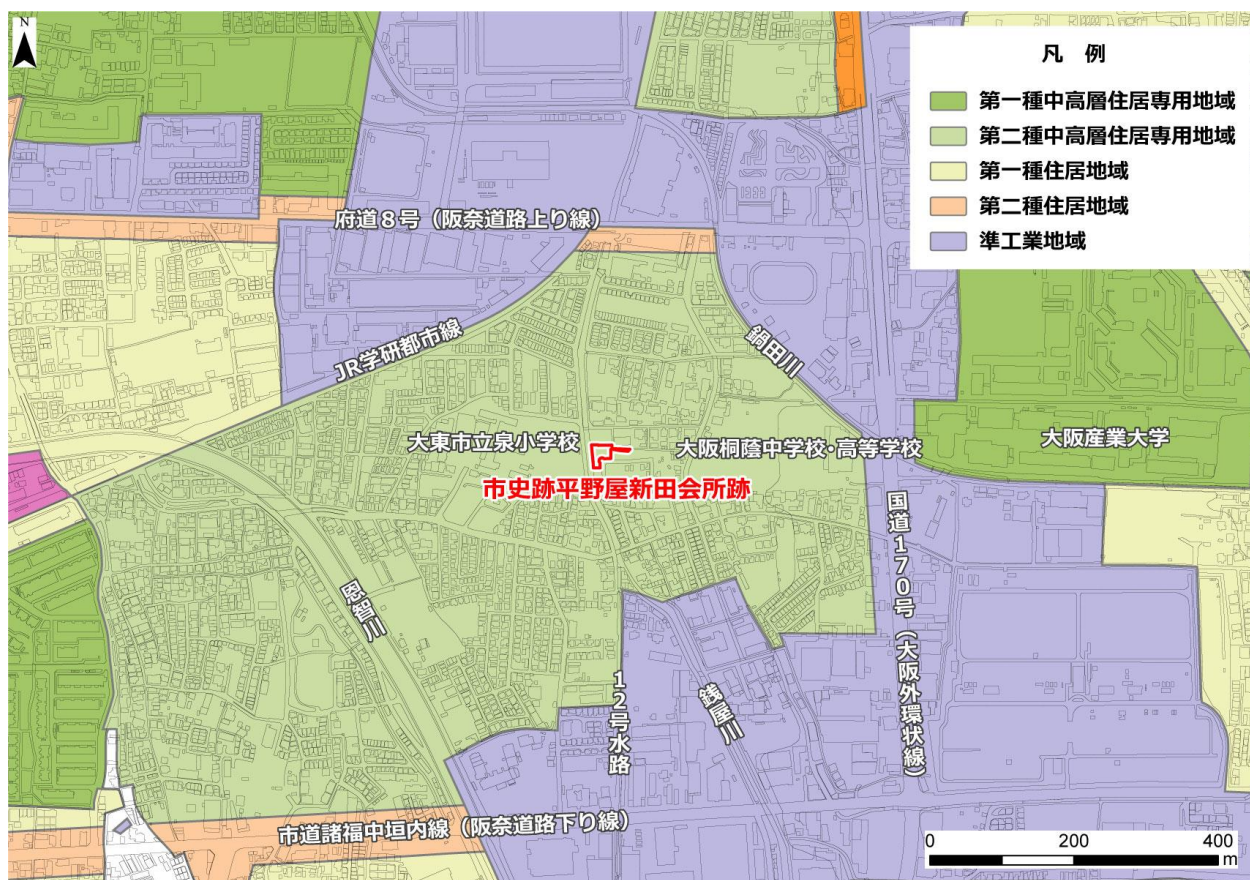


図 10 市史跡平野屋新田会所跡周辺の用途地域

第3節 指定に至る経緯

大東市教育委員会は、平成22年度に公有化した平野屋新田会所跡北西隅の土地に残る遺構の保存と活用を進めていくため、平成31年2月19日に開催された大東市文化財保護審議会において、「平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡」の市史跡指定について諮問を行い、同日、答申を得られたため、同年3月25日に開催された大東市教育委員会定例会での議決を得て、同日、市史跡に指定した（指定面積476.07㎡）。

さらに大東市は、令和4年度に公有化した平野屋新田会所跡北側の土地についても既指定地と一体的に保存・活用していくため、令和5年3月2日に開催された大東市文化財保護審議会において、市史跡の追加指定と名称変更について諮問を行い、同日、答申を得られたため、同年3月9日に市史跡追加指定と「平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡・周濠跡」への名称変更を行った（追加指定面積381.88㎡）。

第4節 指定の状況

（1）指定調書

①新規指定

種 別 史跡

名 称 平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡

（ヒラノヤシンデンカイショ センゴクグラアト・ドウググラアト・フナツキバアト）

面 積 476.07㎡

時 代 江戸時代

所在地 大東市平野屋1丁目315番2

所有者 大東市

《指定説明文》

宝永元年（1704）に行われた大和川付け替え工事後、大東市域では深野池跡の新田開発が行われ、今日につながる大東市の地形が形成された。深野池跡の開発は、当初は東本願寺の大坂難波御堂（現真宗大谷派難波別院、南御堂）が堂舎維持に充てるための祠堂田として請け負ったが、池の北部と南部については大坂の商人であった河内屋源七に開発権が譲渡され、河内屋北新田・河内屋南新田が開発された。また、宝永5年の検地で深野新田は深野北・深野・深野南に区分された。ところが、難波御堂と河内屋が開発経費の高騰などにより経営難となったため、享保6年（1721）の再検地時までには、これら新田の所有者は、河内屋北・深野北・深野新田が鴻池又右衛門、深野南・河内屋南新田が平野屋又右衛門となり、すべて商人の所有となった。その後、深野南・河内屋南新田の所有は、延享2年（1745）助松屋忠兵衛に移り、次いで享和3年（1803）天王寺屋八重（後に天王寺屋源助）に、そして文政7年（1824）に最後の所有者である銭屋（高松）長左衛門の手に渡った。

平野屋新田会所は、深野南・河内屋南新田の管理・運営のために設けられた施設で、所有者の代理人である支配人が置かれ、年貢の集積や住民の管理、武家への接待等に使われた。屋敷地は東西約120m、南北約60mを測り、主屋棟・座敷棟・表長屋門・裏長屋門・屋敷蔵・千石蔵（米蔵）・道具蔵の建物があり、東側には庭園と大坂久太郎町の坐摩神社から勧請された坐摩神社が立地していた。また、西側には銭屋川に面する船着場があり、残り三方は濠で囲まれていたと言われている。

平野屋新田会所の建物は宅地開発のため平成20年に取り壊されたが、その後実施された確認調査の結果を踏まえ、平成22年に屋敷地の一部を大東市が公有化した。今回史跡として指定するのは、屋敷地北西部に立地し、千石蔵・道具蔵の基礎と船着場の階段の遺構が残る公有地部分である。

千石蔵は、屋敷地北西隅に位置し、東西方向桁行11間（約22m）、南北方向梁間3間（約6m）の東西棟の建物で、かつて銭屋川の対岸から見えた外観は平野屋新田会所屋敷の象徴と言われた。内部は布基礎で3室に仕切られ、各室には南面する出入り口が設けてあり、出入り口前面には角石を用いた斜路が造り付けられていた。基礎は石積み部分に花崗岩間知石、布石に凝灰岩が使用されていた。

道具蔵は銭屋川を背にして位置し、千石蔵と直角に接する南北方向桁行6間（約11.5m）、東西方向梁間2間（約4m）の南北棟の建物であった。内部は壁で仕切られて南北2室の構造となっており、各室には東面する半間幅の出入り口が設けられていた。基礎は布石1段、間知石1段、間知石の下には長さ60cm、高さ25cm程度の切石を根石として使用していた。北室には10数基の踏車が収納されていたが、解体時に大東市教育委員会が回収し、現在は歴史民俗資料館で保管している。

船着場跡は道具蔵跡の南西隅に接し、角石を用いた13段の階段が、銭屋川護岸工事の影響も少なく、現在も地下で良好に遺存している。

以上のように、平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡は、往時の平野屋新田会所を偲ばせる貴重な遺跡であり、確認調査によって会所建物の基礎構造が明らかとなった稀有な遺構であることから、市の史跡として指定を行うものである。なお、当該地周辺には、かつて平野屋新田会所屋敷地に立地し、現在は地域の氏神として信仰されている坐摩神社や、新田の原風景とも言える灌漑用の水路や樋門などが残っている。また、平野屋新田会所に関する貴重な記録である「平野屋新田会所文書」（大東市指定有形文化財）や、会所の備品であった道具類や生活雑器、建物の棟札なども残されており、今後はこれらの物件も合わせて、深野池新田開発関連文化財群として保存と活用を図っていききたい。

②追加指定

種 別 史跡

名 称 平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡・周濠跡

(ヒラノヤシンデンカイショ センゴクグラアト・ドウググラアト・フナツキバアト・シュウゴウアト)

面 積 既 指 定 476.07㎡

追加指定 381.88㎡

時 代 近世～近代

所在地 既 指 定 大東市平野屋1丁目315番2

追加指定 大東市平野屋1丁目314番4、314番9、314番4・314番9と315番2・315番3・315番12の間の水路敷

所有者 大東市

《指定説明文》

宝永元年（1704）に行われた大和川付替え工事後、大東市域では深野池の新田開発が行われ、今日につながる大東市の地形が形成された。深野池跡の開発権は、当初は東本願寺難波御坊（現・真宗大谷派難波別院、南御堂）が落札したが、池の北部と南部については大坂の商人であった河内屋源七に開発権が譲渡され、河内屋北新田・河内屋南新田が開発された。また、宝永5年の検地で深野新田は深野北新田・深野新田・深野南新田に区分された。ところが、難波御坊と河内屋が開発経費の高騰などにより経営難となったため、享保6年（1721）の再検地時までにはこれらの新田の所有者は、河内屋北・深野北・深野新田が鴻池又右衛門、深野南・河内屋南新田が平野屋又右衛門となり、すべて商人の所有となった。その後、深野南・河内屋南新田の所有権は、延享2年（1745）助松屋忠兵衛に移り、次いで享和3年（1803）天王寺屋八重（後に天王寺屋源助）に、そして文政7年（1824）に最後の所有者である銭屋（高松）長左衛門の手に渡った。

平野屋新田会所は、深野南・河内屋南新田の管理・運営のために設けられた施設で、所有者の代理人である支配人が置かれ、年貢の集積や住民の管理、武家の接待等に使われ、災害時には避難所としても機能した。屋敷地は東西約120m、南北約60mを測り、主屋棟・座敷棟・表長屋門・裏長屋門・屋敷蔵・千石蔵（米蔵）・道具蔵の建物があり、東側には庭園と大坂久太郎町の坐摩神社から勧請したとされる坐摩神社が立地していた。また、西側には銭屋川に面する船着場があり、残り三方は周濠で囲まれていた。

平野屋新田会所の建物は宅地開発のため平成20年（2008）に取り壊されたが、その後実施された確認調査の結果を踏まえ、千石蔵・道具蔵の基礎と船着場の階段の遺構が残る屋敷地北西隅を平成22年に大東市が公有化し、平成31年3月に市史跡「平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡」として指定した。そして令和4年には、千石蔵跡北側の濠の遺構が残る土地を大東市が公有化した。

今回、市史跡に追加指定するのは、令和4年に大東市が公有化した土地と千石蔵跡北側の水路敷にまたがる周濠跡である。この周濠跡は、かつて平野屋新田会所の三方を囲っていた周濠のうち唯一現存する遺構である。平成23年度に実施した調査では、濠の間隔が約2間幅（約3.6m）であったことが確認されているが、これは、他の箇所の間隔（約1.8m）よりもかなり広く、大東市域周辺で使用された「三枚板」と呼ばれる長さ約8.2m、幅約1.1mの川舟が2艘程度入ることが可能な広さである。このため、千石蔵北側の濠は、銭屋川から進入した舟を係留する舟溜りとして利用されていたことが推測される。

以上のように、「平野屋新田会所 周濠跡」は、往時の平野屋新田会所をしのぶことができる貴重な遺跡であり、平野屋新田会所の現存する唯一の濠の遺構であることから、市史跡に追加指定し、指定名称を「平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡・周濠跡」に変更するものである。

(2) 指定範囲

市史跡平野屋新田会所跡の指定範囲は下図のとおりである。

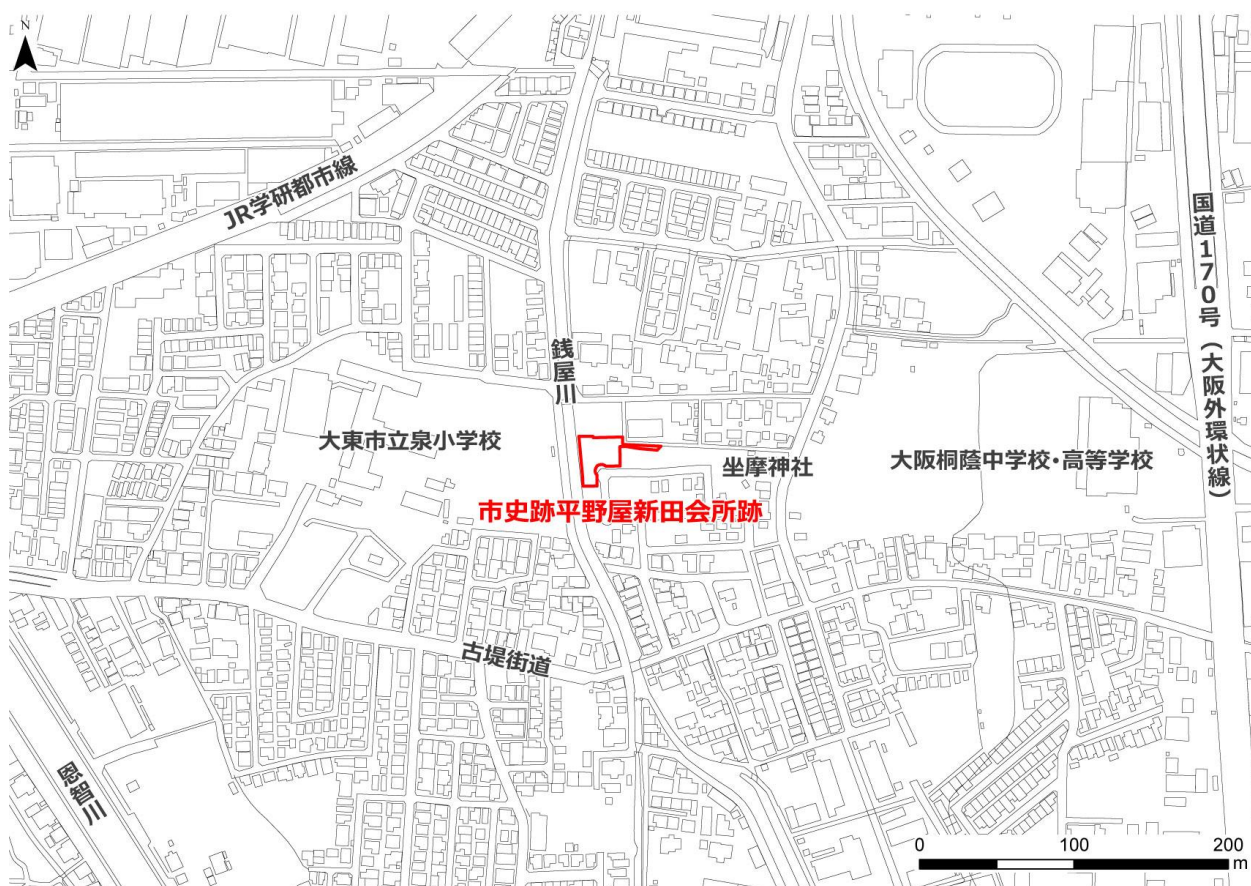


図 11 市史跡平野屋新田会所跡の指定範囲

第5節 調査成果の概要

大東市は、平野屋新田会所跡の保存・活用・整備について検討していくための基礎資料として、既往の建物調査（平成12・13年度）と会所屋敷解体後に行われた第1次～第4次の確認調査（平成20～23年度）の再検討を行うとともに、関連史資料・関連遺産の調査成果を収録した『平野屋新田会所跡総合調査報告書』を令和5年3月に刊行した。

本節では総合調査で明らかになった平野屋新田会所跡の調査成果の要点を整理し、記載する。

（1）屋敷構え

平野屋新田会所は、総面積約2千坪の屋敷地内に、居住空間である主屋、接客空間である座敷や庭園、収蔵空間である米蔵（千石蔵）・道具蔵・屋敷蔵等があり、年貢等の物資運搬を行うための船着場も設けられていた。

平野屋新田会所が設置された時期は、現存する棟札から享保10年（1725）頃以前であることが明らかとなっている。過去の屋敷の配置を知ることができる資料として、高松家が所有していた時期の平野屋新田会所屋敷が描かれた古図（「大正7年7月写し図 高松会所絵図面 縮尺参百分の一」）がある。

敷地南側中央部付近に表長屋門、北側中央部付近に裏長屋門があり、中央部に主屋建物（東から座敷棟、主屋棟）、その北側に土蔵①（屋敷蔵）があった。裏長屋門の西側（敷地内北西隅付近）には、土蔵②（千石蔵）があり、その南側に銭屋川沿いに土蔵③（道具蔵）、船着場跡、土蔵④（道具蔵）の順に配置されていた。敷地東側には生駒山地を借景とした回遊式庭園があり、敷地内北東隅には会所の屋敷神であり新田の鎮守でもあった坐摩神社が立地していた。

屋敷地は西側で銭屋川と接しており、北側・東側・南側には銭屋川と接続する周濠が整備されていた。なお、調査結果から、南側の周濠は銭屋川とつながっておらず暗渠のままであったと考えられる。

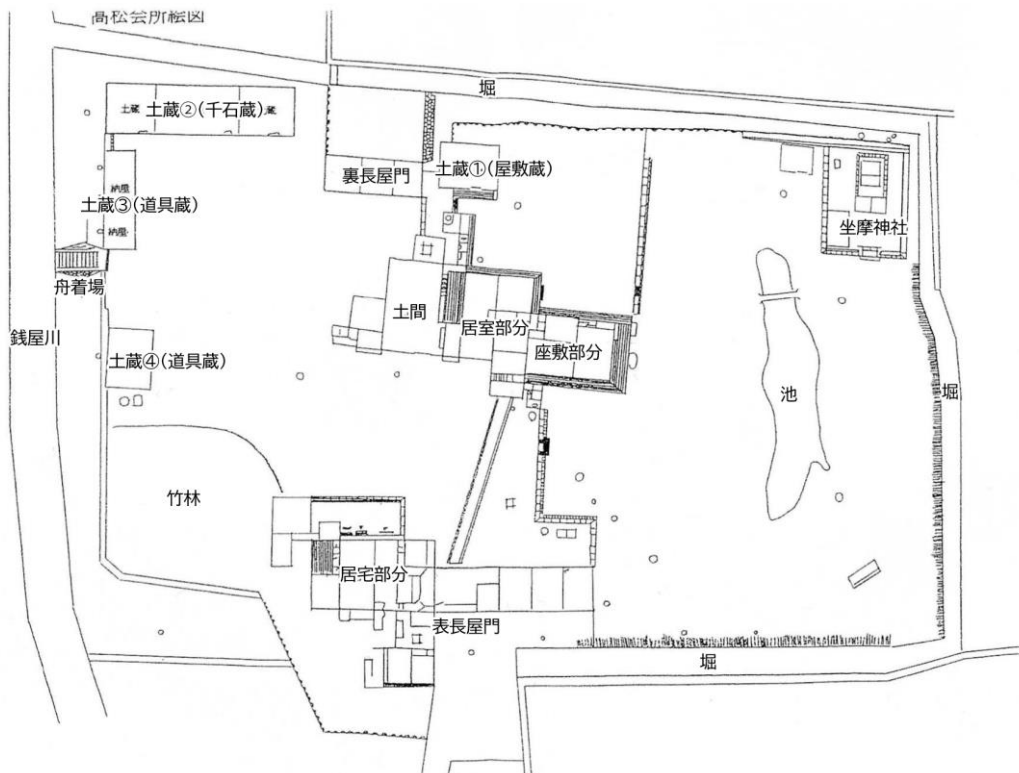


図12 「大正7年7月写し図 高松会所絵図面 縮尺参百分の一」（コピー）※一部加筆

表 6 建物概要

主屋建物	主屋棟	桁行 10 間 (17.88m)、梁間 5.5 間 (10.98m)、ツシ 2 階建、南面。西面・切妻造、東面・入母屋造、棧瓦葺 (もと本瓦葺)・2 段葺、南面土庇・棧瓦葺 (もと本瓦葺)。南面玄関角屋、入母屋造、棧瓦葺。北面・井戸屋角屋。
	座敷棟	桁行 6.75 間 (13.30m)、梁間 4.5 間 (9.19m)、平屋建、南面。主屋東面南側に接続、西面・切妻造、東面・寄棟造、2 段葺、棧瓦葺。南面・東面土庇。
附属建物	表長屋門	桁行 11 間、梁間 2.5 間、切妻造、棧瓦葺 (もと本瓦葺)、南面。
	裏長屋門	桁行 6 間、梁間 2 間、切妻造、棧瓦葺、北面。
	土蔵① (屋敷蔵)	土蔵造、2 階建、桁行 5 間、梁間 3 間、切妻造、棧瓦葺、南面庇付属。
	土蔵② (米蔵)	土蔵造、桁行 11 間、梁間 3 間、切妻造、本瓦葺。
	土蔵③ (道具蔵)	土蔵造、桁行 6 間、梁間 2 間、切妻造、棧瓦葺。

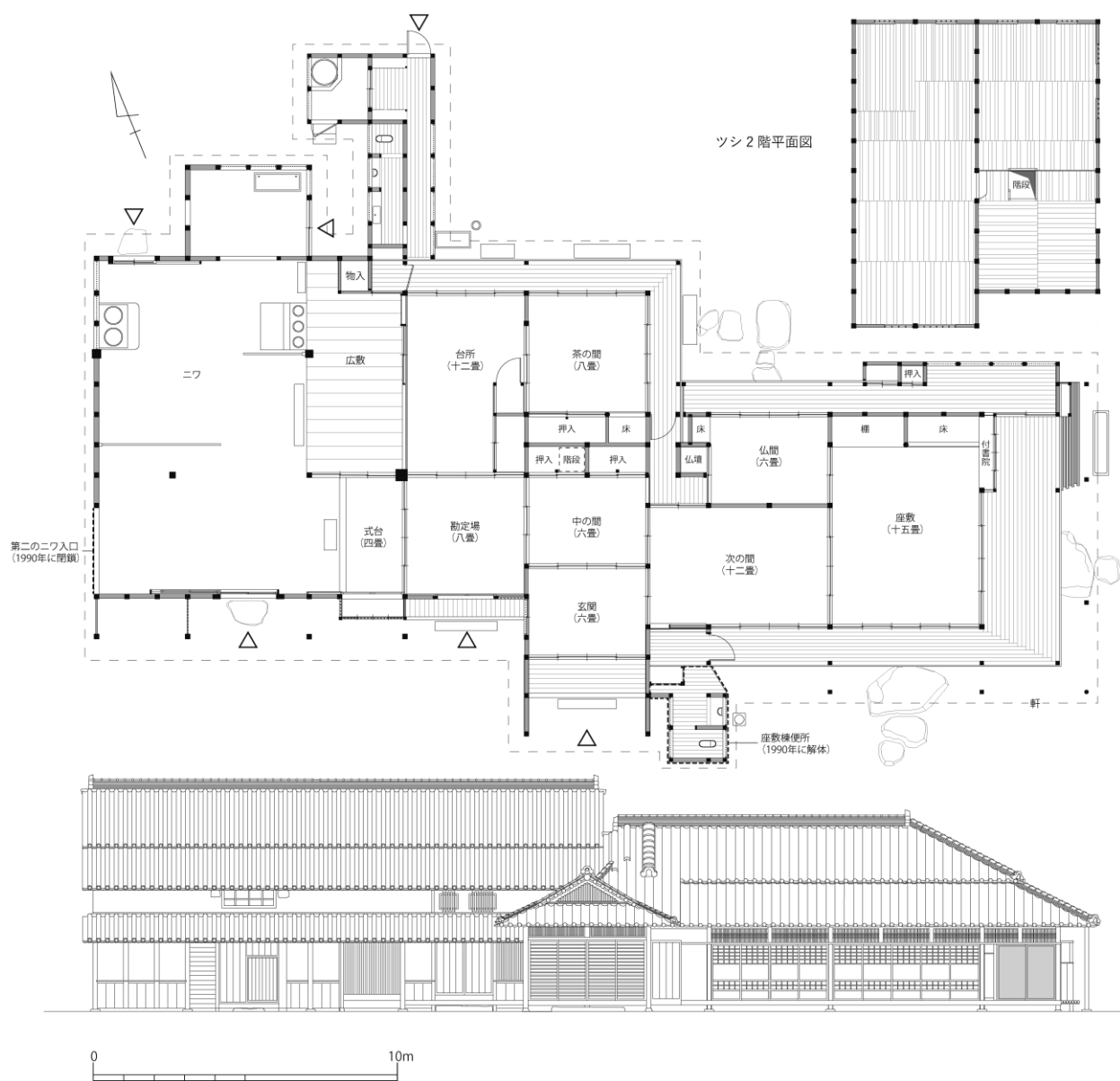


図 13 主屋建物の平面図及び正面図(南面)

(2) 考古学調査

平野屋新田会所跡屋敷の解体後、大東市教育委員会は4次にわたって平野屋新田会所跡の確認調査を行った。

第1次調査（平成20年）では、各建物の礎石をはじめ、庭園、船着場等の遺構が良好に残っていることが判明した。

第2次・第3次調査（平成22～23年）では、建物の基礎と下層遺構、井戸、庭園、周濠などの遺構の調査を行い、建物の変遷や近代の改修等の痕跡が確認できた。

第4次調査（平成23年）では、土蔵②（米蔵）・土蔵③（道具蔵）基礎の下部構造や、船着場跡の階段の状況、北側の周濠の規模などを確認することができた。

調査で明らかとなった主な遺構の特徴は下記のとおりである。

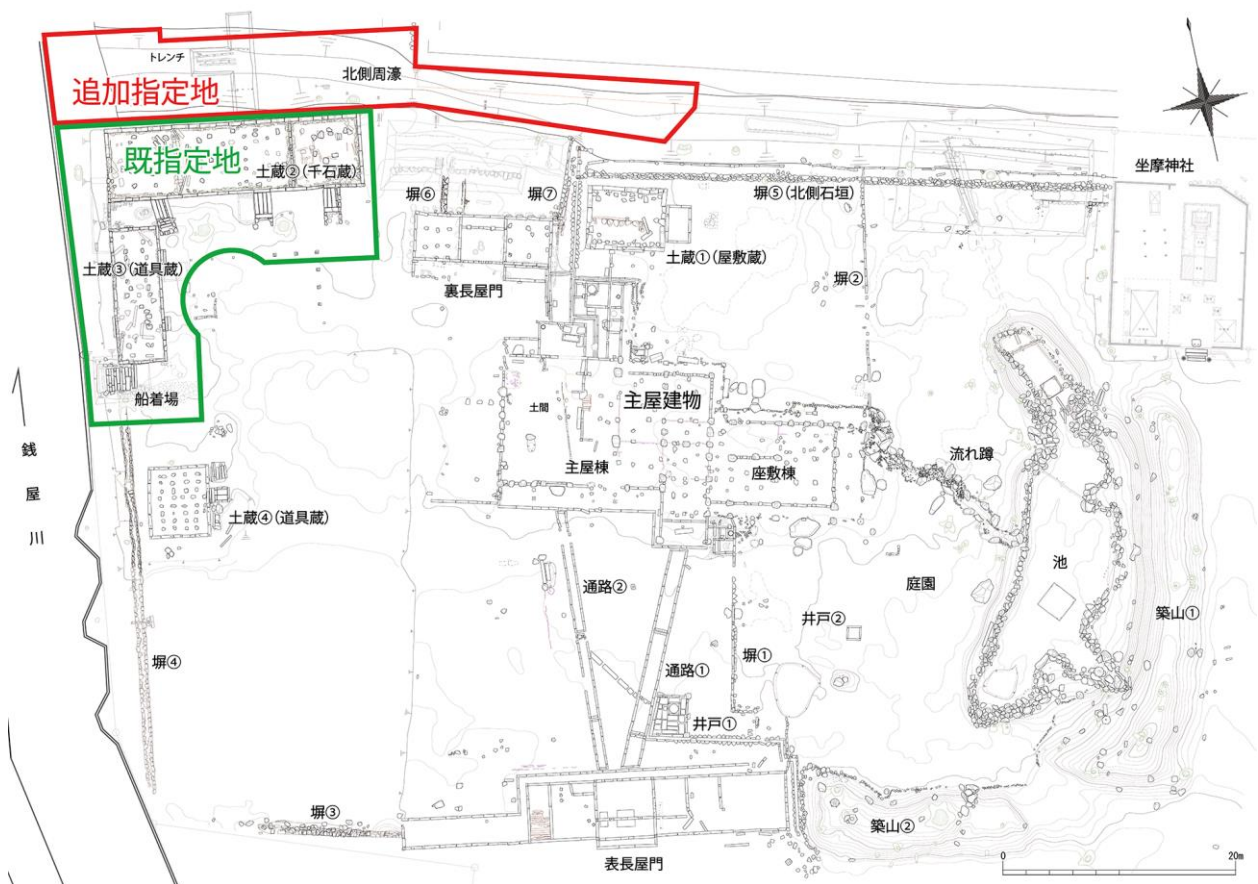


図14 平野屋新田会所跡の遺構図

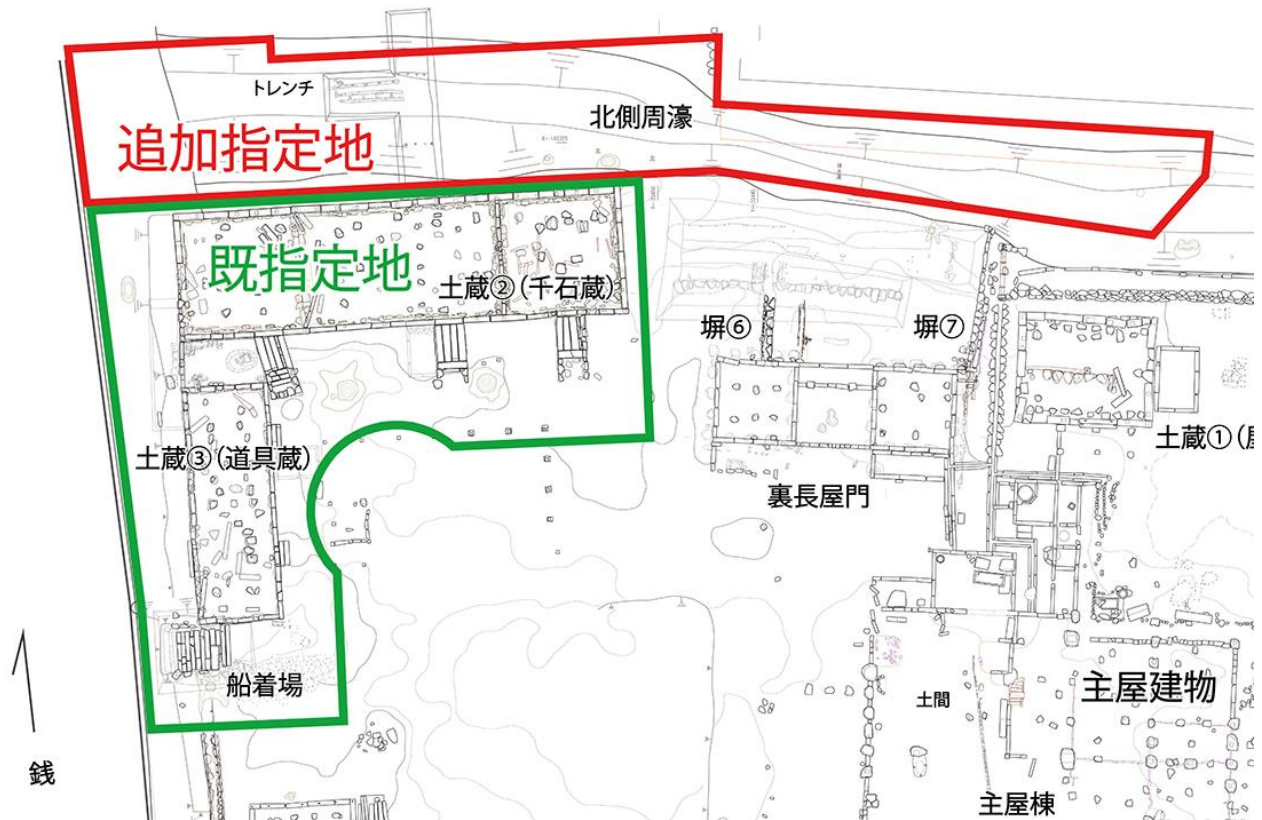


図 15 市史跡平野屋新田会所跡の遺構図（図 14 の拡大図）

1 屋敷地

屋敷地は東西約120m、南北約60mを測り、公簿面積は6770.64㎡であった。解体前の屋敷地内の標高は把握できていないが、第1次調査時の覆土除去後の地表面は標高約3.7m前後で、主屋建物が建つ範囲は、周囲より約10cm程度高くなっていた。

土層は表土（腐植土）が5～10cm堆積し、その下は主に黄褐色系の砂質土やシルト質の層で、部分的に整地層と考えられる砂礫の混じる黄褐色粘質土が堆積していた。会所が設置された場所は旧深野池の内部であるが、東方の山地から池へ流れ込む鍋田川の河口に位置するため、砂やシルト質の層が堆積しており、池の中でも比較的地盤が良い場所と考えられる。



図 16 屋敷地

（左：昭和 17 年(1942)頃、右：平成 20 年(2008) 撮影）

2 主屋建物

屋敷地の中央に建てられていた東西方向桁行約31m、南北方向梁間約15mを測る東西に長い建物で、土間(ニワ)のある西側の主屋棟と東側の座敷棟から構成されていた。桁行10間・梁間5.5間の主屋棟と棟行6.75間・梁間4.5間の座敷棟が、幅1間・長さ2間の「渡り部」でつながっていたと推定される礎石配置を検出している。棟札の墨書から、座敷棟は明治25年(1892)に増築されたことが判明した。



図 17 主屋建物

(左：昭和 62 年(1987)以前、右：平成 20 年(2008) 撮影)

3 表長屋門

屋敷地南面に東西方向桁行約22.5m・南北方向梁間約5mの建物の西側に前面を揃えて、東西方向桁行約11m・南北方向梁間約2.5mの部屋が造られていた。表長屋門は昭和9年(1934)9月の室戸台風後再建されたといわれており、それ以前の遺構としては、東端の南北方向の雨落ち溝が花崗岩を用いており、再建時そのまま利用されたものと推察される。また、北辺の門構え西側部分で雨落ちと思われる平瓦を並べた幅20cmほどの遺構が確認されており、古い時期の遺構と推定されている。



図 18 表長屋門

(左：平成 20 年(2008)、右：平成 22 年(2010) 撮影)

4 裏長屋門

屋敷地北面に位置する東西方向桁行約12m・南北方向梁間約4mを測る建物であった。北面東側に、裏長屋門につながる高塀と思われる石積みが残っていた。また、北面西側と扉構え東側の部屋の布基礎の石の下に、礎石や壁土と思われる粘土塊が確認され、裏長屋門の前身建物の礎石と考えられる。



図 19 裏長屋門

(左：平成 20 年(2008)、右：平成 22 年(2010) 撮影)

5 土蔵①(屋敷蔵)

主屋建物の北、裏長屋門の東に位置する東西方向桁行約6.8m・南北方向梁間約5.5mを測る建物であった。基礎は花崗岩切り石積み石垣の上に、入口部のみ花崗岩で、他は凝灰岩の布基礎が使用されていた。棟札の墨書から、享保10年(1725)に建てられ、明治26年(1893)に修繕されたことがわかっており、石垣や布基礎、西側の雨落ち溝は創建時のものを使用していた可能性がある。

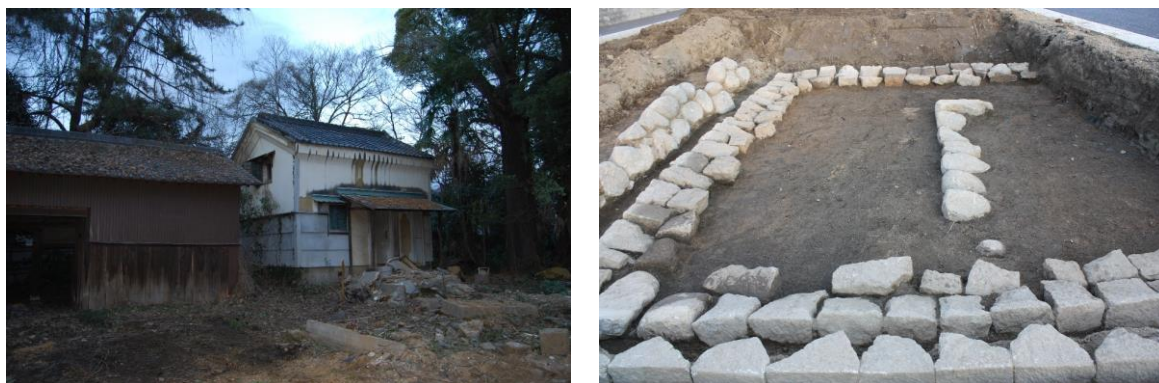


図 20 土蔵①(屋敷蔵)

(左：平成 20 年(2008)、右：平成 22 年(2010) 撮影)

6 土蔵②(千石蔵)

屋敷地北西隅に建てられていた東西方向桁行約22m・南北方向梁間約6mの東西に長い建物で、北は北側周濠に、西は銭屋川に面していた。基礎は花崗岩切り石5段積み石垣上に、凝灰岩の布基礎が置かれ、布基礎の柱を置く箇所には柱座が削り出され、さらに柱の据わりをよくするため方形の鉛板が置かれていた。内部は3室に仕切られ、各室には南面する出入口とその前面に角石を用いた斜路を造り付けている。布基礎に凝灰岩と砂岩が混在しており、18世紀まで遡る前身建物があり、その基礎を再利用して土蔵が建てられたと推察される。



図 21 土蔵②(千石蔵)
(左：昭和 62 年(1987)、右：平成 20 年(2008) 撮影)

7 土蔵③(道具蔵)

屋敷西北隅に銭屋川を背にして位置し、土蔵②と直角に接する、南北方向桁行約11.5m・東西方向梁間約4mの南北に長い建物であった。花崗岩切り石積み石垣の上に、凝灰岩の布基礎が置かれ、内部は南北2室に仕切られていた。各室には東面する半間隔の出入口があり、出入口前面に角石を用いた階段を造り付けている。土蔵②と同じように、布基礎に凝灰岩と砂岩が混在しており、18世紀まで遡る前身建物があり、その基礎を再利用して建てられていたと推察される。10数基の踏車が収納されていた。



図 22 土蔵③(道具蔵)
(右左ともに平成 20 年(2008) 撮影)

8 土蔵④(道具蔵)

屋敷地西端中央部に銭屋川を背にして位置する、南北方向桁行6m・東西方向梁間約5mの建物であった。基礎は花崗岩切り石積み石垣で、布基礎も花崗岩のものが置かれていた。建物の東面中央やや北寄りには半間隔の出入口が設けられ、出入口前面には角石を用いた斜路を造り付けている。東石の間から農具や工具等と推定される鈍器が出土しており、この蔵の収蔵品と考えられることから、土蔵③と同様、道具蔵であったと推察される。布基礎には凝灰岩を使用していないことから、他の建物と年代的に異なる可能性がある。



図 23 土蔵④(道具蔵)
(平成 20 年(2008) 撮影)

9 庭園

生駒山地を借景として、敷地の東側が座敷の庭となっており、庭石の配置や踏石の状況から、回遊式の庭園と推察され、池や築山、所々に灯籠を配していた。江戸時代に作庭されたと思われるが、近代に入ってから手加えられていると考えられる。築山①は屋敷地東端、南北に細長く僅かに湾曲して築かれ、坐摩神社境内と屋敷地を画している。池は築山①の西裾に沿うように幅2.5～8m、長さ約30m、深さ0.5～0.8mで造られていた。東側は入り組んだ状況造っているのに対し、西側は単純に緩やかな円弧を呈しており、対照的となっている。池の周囲は径30～50cmの礫を一から数段で並べており、また、池の南端は「崩れ石積み」という技法を用いて造られていた。座敷棟の北東隅から池の西側中央部に向けて石を配し、拳大の礫を敷いた約20mの「流れ」が造られていた。また、座敷棟の北東隅に石で囲まれた部分があり、三和土と礫で造作しており、ここに何かを据えていた痕跡が認められるため、蹲のようなものが置かれていたと推察される。



図 24 庭園

(左：昭和 62 年(1987)以前、右：平成 20 年(2008) 撮影)

10 船着場

銭屋川に面し、角石を用いて約2mの幅で階段状に造られており、銭屋川まで13段の石段が地下で良好に遺存していた。かつて出入口には木戸が設けられていた。



図 25 船着場
(右左ともに平成 20 年(2008) 撮影)

11 周濠

屋敷地の西側は銭屋川に面し、残る三方には濠が廻らされており、裏長屋門の北側では、東西方向の周濠がやや北に角度を変えて銭屋川につながっていた。第2次・第3次調査では、北側周濠から南へ約4mの地点で横板と杭列が検出されており、かつて坐摩神社から土蔵①の下を通り、銭屋川までまっすぐつづく周濠が存在していたことが確認された。解体時には、土蔵②と裏長屋門の北側周濠は、銭屋川までの約25m程の間で幅がやや広がっており、銭屋川と直角ではなくやや鈍角につながっていた。そのため、この場所は進入してきた舟を繫留するための舟入りであったと推測された。第4次調査では、土蔵①北側の周濠跡で、護岸の杭列と横板が両岸で検出され、横板間は約3.6m、深さは埋土の堆積状況から約1.8mであったことが確認されており、他の箇所の周濠の約2倍の広さがあったことが確認された。



図 26 周濠
(左：平成 19 年(2007)、右：平成 23 年(2011) 撮影)

（３）坐摩神社調査

平野屋新田会所の北東部に位置する坐摩神社は、平野屋新田会所の初代所有者・平野屋又右衛門によって、大坂市中の坐摩神社（大阪市中央区）より勧請された。「鎮守御宮御祭礼之控」（平野屋新田会所文書）の記述から、少なくとも享保13年（1728）には平野屋新田会所屋敷地内に存在していたことがわかる。当初は会所の屋敷神であったと考えられるが、後には深野南新田（大東市平野屋・谷川・南新田地区付近）・河内屋南新田（東大阪市元町付近）の鎮守として信仰されるようになった。

本殿は、宝暦年間（1750年代頃）に建立されたといわれており、木造平屋建て、屋根は東西方向に棟を配した一間社流造で、平側に千鳥破風が設けられている。天保11年（1840）の記録「坐摩社鎮守書上帳」（平野屋新田会所文書）によると、屋根は本殿が柿葺、拝殿が瓦葺であったが、昭和24年（1949）に双方とも金属板に葺き替えられた。

境内の施設のうち、水盤舎の水盤が安永6年（1777）11月に、狛犬は弘化3年（1846）に寄進された。拝殿前の灯籠と明神鳥居は文政7年（1824）に高松家が会所を所有して以降の建立と考えられる。

毎年10月の秋祭りには、平野屋地区・谷川地区と南新田・元町地区（元町は現在、東大阪市）の3基の地車が宮入りしている。明確な開始時期が分かる史料は見つかっていないが、「平野屋新田会所文書」の記録（御取締向御尋ニ付書上帳）から、江戸時代後期の弘化2年（1844）には新田内に地車が2基存在していたことがわかる。

神社には寛延3年（1750）に寄進された灯籠や、地車の宮入りや「二十四孝」（中国古来の親孝行をした24人）を描いた絵馬などの貴重な奉納資料が伝わっている。

（４）関連史資料調査

1 平野屋新田会所文書

平野屋新田会所において継承されてきた総数1142点に及ぶ史料群で、このうち、江戸時代の古文書と、明治初期の一部の古文書のあわせて677点が市指定文化財となっている。

深野池の新田開発の経緯や、平野屋新田会所の機能や役割、新田経営の実態、深野南新田・河内屋南新田に居住した人々の生活など、大東地域のなかでも平野部における江戸時代の実状を知る上で貴重な歴史資料である。

2 深野新田周辺川堤絵図（市指定文化財）

享保2年（1717）に徳庵堤の修復をめぐる争論に際して作成され、平野屋新田会所の所有者が代々継承してきた絵図である。

生駒山麓から大坂の京橋付近までの範囲を俯瞰して描いており、特に深野池の新田開発によって新田と周辺の村々に整備された井路や樋、堤などが克明に描かれている。新田開発に伴う水利環境の変化を知るための重要な歴史資料である。

3 高松家文書

令和5年度に平野屋新田会所の旧所有者である高松家から寄贈された資料群である。平野屋新田会所や新田の経営に関するもののほか、勘定帳など高松家の家業に関する記録も多数含まれており、大東市域のみならず江戸時代から戦後までの大阪の商業史を知るための貴重な資料である。

4 平野屋新田会所に由来する民具

かつて平野屋新田会所に収蔵されていた農具や日常雑器等の民俗資料が大東市立歴史民俗資料館で保管されている。田への引水や洪水時の排水などに用いられた大型の踏車や消火道具である龍吐水のほか、一斗桮、五升桮、湯たんぼ、唐箕、長持、足踏み脱穀機、万石通し、米選機、庄屋駕籠、米櫃などがあり、会所の役割や新田の人々の暮らしなどを知るための貴重な資料である。

5 平野屋新田会所の杉戸絵

かつて平野屋新田会所の座敷棟に設置されていた杉戸絵4面が、令和4年に平野屋新田会所の旧所有者である高松家から寄贈された。杉戸絵の表裏には中国の故事や動物などが描かれている。平野屋新田会所の意匠やしつらいを知るための貴重な美術資料である。

6 深野南新田の樋門

深野池の新田開発によって、田畑への給排水のために井路と呼ばれる水路が掘削され、主要な井路には樋門が整備された。樋門は、川からの用水の取水や田への用水の供給、井路の水量調節、川と井路との立体交差などさまざまな役割を担っており、戦後に至るまで新田の農業を支える重要な水利施設として機能していた。平野屋新田会所が管理していた旧深野南新田には、幕末頃に造られた石製樋門が5基現存しており、樋門の上部に取り付けられていた笠石が2カ所に残っている。

現存する樋門は、地域住民の努力によって今日まで残されてきたものであり、当地の生業や環境を知るための重要な文化財といえる。

第3章 市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値

第1節 本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値のことである（『史跡等整備のてびき』（文化庁文化財部記念物課監修、2005年））。市史跡平野屋新田会所跡は市の史跡であるが、指定に値すると評価される本質的価値を上記の定義にあわせて整理することとする。

市史跡平野屋新田会所跡の歴史的背景等を踏まえると、本質的価値は下記のとおり整理できる。

①大東市域および大阪平野の発展の契機となった深野池の新田開発の歴史を考えるうえで重要であること

大阪平野の東部にあたる旧大和川流域では、度々発生する水害に悩まされており、宝永元年（1704）に大和川付替え工事が行われた。その後、河床や池床の新田開発が進められ、全体で約1060町歩（約1050ha）、大東市域においても総面積325町1反5畝（約322.4ha）に及ぶ広大な耕作地が生まれた。

この新田開発によって、大東市域を含む大阪平野では、米や商品作物の栽培が可能となっただけでなく、新田開発に伴い整備された井路（水路）を利用した舟運や古堤街道などの整備に伴う陸運によって、大坂市中を含む他地域との物的・人的交流が盛んとなった。

新田開発された地域において中心的な施設であった市史跡平野屋新田会所跡は深野池の新田開発を象徴する歴史遺産であり、大東市域および大阪平野の経済・交通・文化などの発展の契機となった深野池の新田開発の歴史を考えるうえで重要である。

②近世の新田開発と新田経営を考えるうえで重要であること

平野屋新田会所は、享保6年（1721）に大坂の両替商・平野屋又右衛門が取得した深野南新田と河内屋南新田の管理・運営のために設けられた施設である。屋敷地内には、居住や接客、収蔵、運搬機能を備えた建造物群が整備され、会所の屋敷神かつ新田の鎮守である坐摩神社も立地していた。

平野屋新田会所には、新田の管理・運営に関する記録類や絵図、民具等が継承されており、これらの史資料からも新田会所の役割や新田経営に関する様々な事柄を知ることができる。

市史跡平野屋新田会所跡は、新田経営の拠点となった場所であり、近世の新田開発や新田経営を考えるうえで重要である。

③近世から近代初期の土木技術を知ることのできる遺構が残ること

平野屋新田会所跡では、建物解体後、4次にわたる発掘調査が実施され、船着場跡の階段や千石蔵跡の基礎、周濠跡の護岸施設など地下遺構の状況が明らかになるとともに、近代における主屋建物や屋敷蔵、排水施設や給水施設等の改修の痕跡などが判明した。

平野屋新田会所は、脆弱な地盤の上に建設されたため、周濠の護岸や建物の柱を支える基礎石の下部構造の強度を確保するために胴木を並べるなど、様々な工夫が凝らされていたことが発掘調査によって判明しており、近世から近代初期の土木技術を駆使した構造となっていたことがよくわかる。

市史跡平野屋新田会所跡は、本格的な発掘調査が実施された唯一の新田会所跡であり、指定地内に残る千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡・周濠跡は、近世から近代初期の土木技術を知るうえで重要な遺構である。

第2節 構成要素の特定

前節で整理した市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値を踏まえて、市史跡平野屋新田会所跡の構成要素は下記のとおり整理できる。

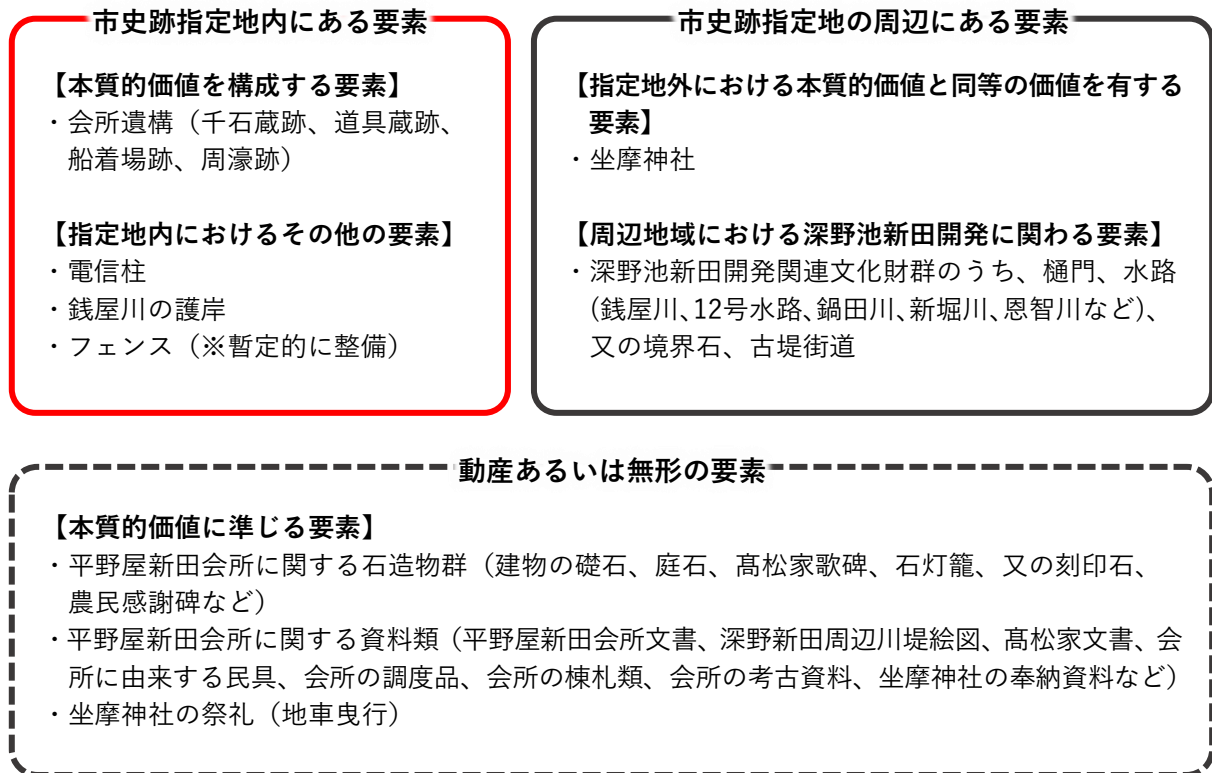


図 27 市史跡平野屋新田会所跡の構成要素の分類



図 28 市史跡平野屋新田会所跡の構成要素の分布状況（国土地理院 2021 年撮影航空写真に加筆）

（１）本質的価値を構成する要素の概要

市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値を示す主要な要素である遺構を「本質的価値を構成する要素」に分類する。

なお、各構成要素に関連する本質的価値（P34 参照）については斜字で記す。

《本質的価値を構成する要素》

・ 会所遺構（千石蔵跡、道具蔵跡、船着場跡、周濠跡）…*関連する本質的価値：①②③*



図 29 千石蔵跡
(東西約 22m × 南北約 6 m)



図 30 道具蔵跡
(東西約 4 m × 南北約 11.5 m)



図 31 船着場跡
(13 段の階段が遺存)



図 32 周濠跡
(濠幅約 3.6m)

（２）指定地外における本質的価値と同等の価値を有する要素の概要

市史跡に指定されていないが、市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値と同等の価値を示す坐摩神社を「指定地外における本質的価値と同等の価値を有する要素」に分類する。

《指定地外における本質的価値と同等の価値を有する要素》

・ 坐摩神社…*関連する本質的価値：①②*



図 33 坐摩神社

(3) 本質的価値に準じる要素の概要

平野屋新田会所跡の歴史的価値を説明するうえで重要な石造物群や資料類、祭礼といった動産もしくは無形の要素を「本質的価値に準じる要素」に分類する。

《本質的価値に準じる要素》

- ・平野屋新田会所に関する石造物群（建物の礎石、庭石、高松家歌碑、石灯籠、又の刻印石、農民感謝碑など）…関連する本質的価値：①②
- ・平野屋新田会所に関する資料類（平野屋新田会所文書、深野新田周辺川堤絵図、会所に由来する民具、会所の調度品、会所の棟札類、会所の考古資料、坐摩神社の奉納資料など）…関連する本質的価値：①②
- ・坐摩神社の祭礼（地車曳行）…関連する本質的価値：①②



図 34 平野屋新田会所に関する石造物群
(高松家歌碑)



図 35 平野屋新田会所に関する石造物群
(農民感謝碑)



図 36 平野屋新田会所に関する資料類
(平野屋新田会所文書「深野南新田・河内屋南新田明細帳」)

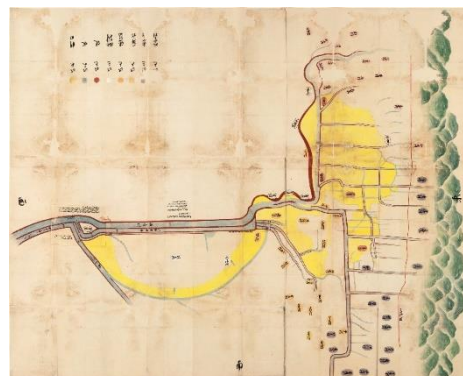


図 37 平野屋新田会所に関する資料類
(深野新田周辺川堤絵図(平野屋新田会所旧蔵))



図 38 平野屋新田会所に関する資料類
(高松家文書)



図 39 平野屋新田会所に関する資料類
(平野屋新田会所の杉戸絵「虎溪三笑図」)



図 40 平野屋新田会所に関する資料類
(踏車 高さ 191.5 cm × 幅 262.0 cm)



図 41 平野屋新田会所に関する資料類
(龍吐水 高さ 47.1 cm × 幅 252.0 cm)



図 42 平野屋新田会所に関する資料類
(木樋)



図 43 平野屋新田会所に関する資料類
(坐摩神社の灯籠)



図 44 平野屋新田会所に関する資料類
(坐摩神社の絵馬「地車宮入りの図」)



図 45 坐摩神社の祭礼
(地車曳行)

（４）指定地内におけるその他の要素の概要

市史跡指定地内にあるが、市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値とは関係のない要素を「指定地内におけるその他の要素」に分類する。

《指定地内におけるその他の要素》

- ・ 電信柱
- ・ 銭屋川の護岸
- ・ フェンス（※暫定的に整備）



図 46 電信柱及びフェンス



図 47 銭屋川の護岸

（５）周辺地域における深野池新田開発に関わる要素の概要

上記の（１）から（４）までの要素に含まれない深野池新田開発関連文化財群の構成文化財を「周辺地域における深野池新田開発に関わる要素」に分類する。

《周辺地域における深野池新田開発に関わる要素》

- ・ 深野池新田開発関連文化財群のうち、樋門、水路（銭屋川、12 号水路、鍋田川、新堀川、恩智川など）、又の境界石、古堤街道



図 48 樋門と水路等（銭屋川）



図 49 樋門と水路等（かみなり樋門）

第4章 市史跡平野屋新田会所跡の現状と課題

第1節 保存管理に関する現状と課題

(1) 調査・研究に関する現状と課題

平成12・13年(2000・2001)の会所建物の調査以降、平成20年度(2008)から平成23年度(2011)に4次にわたって遺構の確認調査を実施している。令和5年(2023)3月には、これらの調査結果の再検討と関連史資料・関連遺産の調査成果を総合調査報告書として刊行している。

複数年にわたる調査の蓄積があるものの、会所建物の建築年代の特定が十分できていないという課題がある。

また、近世の平野屋新田会所の役割については「平野屋新田会所文書」によってかなり明らかになっているが、明治維新以降の会所の役割については不明な点が多い。今後は、「平野屋新田会所文書」の明治維新以後の記録や、最後の会所所有者であった高松家の資料(「高松家文書」)などについても調査を行い、近代の平野屋新田会所について明らかにしていく必要がある。

あわせて、平野屋新田会所屋敷が解体される以前から住まれていた地域住民の方々への聞き取り調査を早期に実施しておく必要がある。

(2) 遺構等の保存に関する現状と課題

平野屋新田会所跡は平成20年(2008)に現存していた主屋などが解体され、宅地開発されたが、千石蔵や舟着場などを含む一帯は公有化し、遺構を破壊されずに残すことができた。公有地部分は平成31年(2019)3月に市の史跡に指定し、令和5年(2023)3月にはその後公有化できた周濠跡を追加指定し、指定名称を「平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡・周濠跡」とした。

現在、舟着場石段跡は埋戻し保存され、千石蔵や道具蔵の遺構は露出された状態になっている。基礎の延べ石や内部の束石は、建物解体などによってずれ動いており、利活用上の危険性もある。

また、会所跡地内にあった石塔などの石造物群は、指定地内に集積されている。周濠跡については、樹木を伐採のうえ、防草シートで被覆している。史跡整備を検討する中で、これらの遺構をどのように保存するかを検討する必要がある。

(3) 関連史資料の保存に関する現状と課題

関連史資料である「平野屋新田会所文書」や民具、坐摩神社の奉納資料などは大東市立歴史民俗資料館にて保管しており、常設展や企画展などで展示している。関連史資料の中には劣化が進行しているため、修復が必要なものがある。

(4) 日常管理に関する現状と課題

現在、指定地内の維持管理(草刈り等)は、平野屋新田会所市民サポーター会議の協力を得ながら、市が直轄で実施している。史跡整備後の日常管理のあり方については定まっていない。

（５）深野池新田開発関連文化財群の保存管理に関する現状と課題

深野池新田開発関連文化財群の構成文化財のうち、「平野屋新田会所文書」、民俗資料、水路・樋門等については調査を実施しており、その調査成果は総合調査報告書として刊行している。

深野池新田開発関連文化財群のうち、樋門と水路等については主に水政課、古堤街道については道路課が所管している。市史跡平野屋新田会所跡に隣接して流れる銭屋川や谷川地区を流れる新堀川は、一部、市民団体が草刈りなど定期的に清掃している区域はあるが、管理が行き届いていないところもある。

樋門と水路等は、道路整備等によって消失する可能性がある。樋門と水路等の保存管理については、所管する水政課や道路課等と調整のうえ検討する必要がある。

第2節 活用に関する現状と課題

（１）公開に関する現状と課題

市史跡指定地は現在、暫定的にフェンスで囲われて中に入ることができないため、区域外から見学する形となっている。今後、史跡整備によって見学できる環境を整える必要がある。また、市史跡は会所跡の一部ということもあるため、現地公開に限らず、デジタル技術による公開も検討することが求められる。

（２）情報発信・普及啓発に関する現状と課題

平野屋新田会所跡についての講演会やセミナー、展示などは実施しているが、市民に広く認知されていない。地域に根差した活用を進めていくためには、地域住民や学校を主として広く市民に知ってもらうための情報発信・普及啓発が必要である。情報発信・普及啓発にあたっては、深野池新田開発関連文化財群を含めた展開や府内に残る３会所（鴻池新田会所・安中新田会所・加賀屋新田会所）との連携など関連する歴史文化遺産とのつながりを活用した発信も求められる。また、歴史にあまり興味がない人にも市史跡平野屋新田会所跡の価値を知ってもらうために、分かりやすく伝えていく方法を考える必要がある。

（３）学校教育での活用に関する現状と課題

平野屋新田会所跡は、大東市の発展の礎を築いた深野池の新田開発を象徴する遺跡であり、水と戦い、水をおさめ、水とともに生きてきた現在の大東市の発展につながる歴史とも関連性が高いが、校外学習など学校教育での活用はされていない。史跡整備された後は、郷土の文化財として、近隣の大東市立泉小学校など学校教育での活用を積極的に行う必要がある。教育的活用にあたっては、小中学校に限らず、市内の高校や大学等との連携についても模索することが求められる。

（４）社会教育での活用に関する現状と課題

大東市は平野屋新田会所跡に関する講演会やセミナー、展示などを継続的に実施してきた。広く市民に市史跡平野屋新田会所跡の価値を認知してもらい、地域に根差した活用を進めていくためには、社会教育での活用をさらに展開していく必要がある。

（５）深野池新田開発関連文化財群の活用に関する現状と課題

深野池新田開発関連文化財群である樋門や水路等、又の境界石、古堤街道などについて、樋門の現地説明板や案内マップ等が平野屋新田会所市民サポーター会議によって作成されており、見学会なども定期的に実施されているが、市民への認知度は十分でない。

モノとしての文化財だけでなく、関連文化財群が紡ぐ歴史文化ストーリーについても重視することが大切であり、深野池新田開発関連文化財群としての一体的な活用と理解を促進させていく取り組みの推進が求められる。

第３節 整備に関する現状と課題

（１）史跡整備に関する現状と課題

市史跡指定地は暫定的にフェンスで区域を囲っており、一部埋戻しや防草シートを施しているところがあるものの、基本的に指定地内の整備は実施していない。

今後の史跡整備にあたっては、住宅地内にある史跡であることから、価値を伝えられる場となること、地域住民の憩いの場となること、見学者の安全性を確保することに十分に配慮する必要がある。また、遺構表示のあり方や残存している石造物群の活用などについて、遺構保存と価値の普及、利活用の視点から検討することが求められる。

また、指定地だけでなく、坐摩神社や境内に隣接する市所有地とのアクセス環境についても整備の検討が求められる。

（２）サイン整備に関する現状と課題

現地には暫定的に平野屋新田会所サポーター会議が設置したサインがある。市史跡平野屋新田会所跡の価値を理解してもらうために、説明板や案内板の整備が求められる。

（３）深野池新田開発関連文化財群（水路・樋門）の整備に関する現状と課題

関連文化財群として理解促進につなげるためには、サイン整備など見学できる環境を整えることを検討することが求められる。また、将来的な銭屋川の整備については、防災上の観点に考慮しながら、所管する水政課等と調整のうえ検討することが求められる。

第４節 運営・体制の整備に関する現状と課題

大東市は平成 26 年(2014) 3 月に「平野屋新田会所市民サポーター養成講座」を開設し、現在に至るまで、情報発信やアイデア募集など市民サポーター会議と連携した事業を実施している。また、府内に残る他の 3 会所との 4 会所交流会を継続的に実施している。

地域に根差した市史跡平野屋新田会所跡の保存・活用や深野池新田開発関連文化財群の一体的な保存・活用を進めていくためには、上記の連携とともに地域住民や庁内関係部局との連携体制を強化する必要がある。

第5章 保存・活用・整備の方向性等の明示

第1節 大綱ならびに基本方針の明示

(1) 保存・活用・整備の大綱

大東市域の平野部は、近世の深野池新田開発によって形成された歴史がある。平野屋新田会所は、享保6年（1721）に平野屋又右衛門が取得した深野南新田と河内屋南新田の管理・運営のために設けられた施設であり、大東市発展の原点である深野池新田開発の歴史を考えるうえで重要な場所である。

平野屋新田会所跡の遺構として千石蔵跡、道具蔵跡、船着場跡、周濠跡が市の史跡に指定され、現在に至るまで地域の方々とともに保存・活用のあり方を模索してきた。今後も、地域の方々とともに、この貴重な文化財の本質的価値を守り、そして郷土の歴史を知り、郷土愛を育む大事な場所として、保存・活用を進めていきたい。

そこで、市史跡平野屋新田会所跡の保存・活用・整備に関する大綱として、下記のとおり定める。

市史跡平野屋新田会所跡の保存・活用・整備の大綱

市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値を守り、
深野池新田開発という郷土の歴史を物語る場所として、
その価値や魅力を感じることができ、
そして郷土愛を育む地域の憩いの場となることをめざす

(2) 保存管理の基本方針

市史跡平野屋新田会所跡や深野池新田開発関連文化財群の持つ価値を後世に継承していくために、継続的な調査・研究によって明らかとなった価値を保存し、適切な保存管理の方法を定める。

(3) 活用の基本方針

市史跡平野屋新田会所跡や深野池新田開発関連文化財群の価値や魅力を地域住民や学校を主として広く認知してもらうために、現地公開を行い、様々な情報発信・普及啓発や教育的活用を展開する。

(4) 整備の基本方針

市史跡平野屋新田会所跡や深野池新田開発関連文化財群の価値や魅力を守り伝えていくために、本質的価値を構成する要素の保存を前提として公開・見学環境を整え、地域の憩いの場としての整備を進める。

(5) 運営・体制の整備の基本方針

郷土の文化財として、地域とともに市史跡平野屋新田会所跡や深野池新田開発関連文化財群を保存・活用していくために、地域との協働や庁内連携の体制を構築する。

第2節 保存管理の方向性と方法

（１）保存管理の方向性

市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値を後世へと継承していくために、平野屋新田会所跡の調査・研究や遺構等の保存、日常管理を進める。また、一体的な歴史ストーリーを有する深野池新田開発関連文化財群の保存管理についても進める。

（２）保存管理の方法

1）調査・研究

- ・市史跡平野屋新田会所跡の価値や歴史的経緯等をより詳細に把握するために、関連資料調査など継続的な調査研究を実施する。
- ・会所建物や建物構造の解明のための発掘調査等の調査研究の実施を検討する。
- ・平野屋新田会所跡の唯一の現存建造物である坐摩神社の調査研究を進め、地域の貴重な文化財としてその価値の継承に努める。
- ・平野屋新田会所屋敷が解体される前の地域との繋がり等について把握するために、地域住民への聞き取り調査を実施する。
- ・調査研究にあたっては、大学等との連携による実施も進める。

2）遺構等の保存

- ・崩れやズレの生じている石積み遺構の修理工事を実施する。（→第4節 整備の方向性と方法）
- ・解体時に移動したと考えられる束石の配置復元を検討する。（→第4節 整備の方向性と方法）
- ・石積みの崩壊等の毀損が生じにくくするための遺構の補強工事の実施を検討する。（→第4節 整備の方向性と方法）
- ・指定地内において残存している石造物群のうち、農民感謝碑、高松家歌碑、灯籠と主屋礎石の一部は保存対象として、維持管理する。

3）関連史資料の保存

- ・「平野屋新田会所文書」などの関連史資料は引き続き大東市立歴史民俗資料館において保存管理する。
- ・劣化が進行している史資料については、修復を検討する。

4）日常管理

- ・草刈りや清掃などの日常的な維持管理は、地元住民や平野屋新田会所市民サポーター会議の協力を得ながら実施する。
- ・遺構等の毀損状況などを定期的に見廻り点検し、劣化や毀損箇所等があれば修理工事等の実施を検討する。
- ・地震や浸水害が発生した際は立入禁止措置を施し、毀損状況等の現地確認を行う。利用者の安全性が確保できた段階で、立入禁止措置を解除する。なお、遺構等の毀損が確認された場合は、適切な手法を検討のうえ、復旧工事を実施する。

5) 深野池新田開発関連文化財群の保存管理

- ・ 関連文化財群の構成文化財について調査研究を進め、価値を明らかにしていく。
- ・ 樋門や水路等の維持管理については、主に水政課や道路課と連携・情報共有を行い、撤去・消失しないように努める。劣化や毀損を発見した場合は、補修工事の実施を管理者に働きかける。
- ・ 道路整備等によって樋門等が消失する可能性が高い場合は、移設保存を検討する。

第3節 活用の方向性と方法

(1) 活用の方向性

市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値を広く認知してもらい、郷土の歴史を知り、郷土愛を育む大事な場所としていくために、市史跡平野屋新田会所跡の公開や情報発信・普及啓発、学校教育での活用、社会教育での活用を進める。また、深野池新田開発の歴史ストーリーについて一体的な理解を促すために深野池新田開発関連文化財群の活用についても進める。

(2) 活用の方法

1) 公開

- ・ 市史跡指定地は見学可能な公開地とし、24 時間開園を検討する。
- ・ 千石蔵跡、道具蔵跡、船着場跡の各遺構については、露出展示での公開を検討する。
- ・ 平野屋新田会所跡の発掘調査等の調査成果を活用して、平野屋新田会所跡全域を対象としたデジタル技術による公開を検討する。

2) 情報発信・普及啓発

- ・ 市史跡平野屋新田会所跡の価値や魅力を地域住民や学校を主として広く市民に知ってもらうために、周知用刊行物や市広報誌、SNS など多様な媒体で情報発信する。
- ・ 周知用刊行物は平野屋新田会所跡や深野池新田開発関連文化財群の概要を記したものその他、子どもや歴史にあまり興味のない人でも理解しやすい内容のものも作成する。作成した周知用刊行物は調査成果を踏まえて更新し、大東市の HP で公開する。また、印刷した周知用刊行物は大東市立歴史民俗資料館や現地において配架する。
- ・ 本質的価値の理解促進につなげるために、市史跡平野屋新田会所跡に関する講演会等の開催を継続的に実施する。
- ・ 市史跡平野屋新田会所跡を含む深野池新田開発関連文化財群の普及啓発につなげるために、大東市立歴史民俗資料館において、平野屋新田会所に所蔵されていた民具等の公開展示や平野屋新田会所跡を含む深野池新田開発に関する紹介を行う。
- ・ 府内に所在する他の3 会所と連携して、新田開発に関連する歴史文化遺産との繋がりを活用した情報発信を行う。
- ・ 情報発信・普及啓発にあたっては、大学等との連携による実施も進める。

3) 学校教育での活用

- ・市史跡平野屋新田会所跡をわが町の文化財として認識し、シビックプライド・郷土愛の醸成につなげるために、学校での郷土教育の展開等を進める。特に、市史跡平野屋新田会所跡の近隣に所在する大東市立泉小学校などでは積極的な活用を促す。
- ・市内の小中学校に対して、学習指導要領と連動した現地見学を促す。(例：小学校4年生社会科「大和川の付け替え」、中学校2年生社会科「新田開発」)
- ・教育的活用にあたっては、小中学校に限らず、市内の高校や大学等との連携の模索もする。

4) 社会教育での活用

- ・市民に市史跡平野屋新田会所跡の価値や魅力を理解してもらうために、市史跡平野屋新田会所跡に関する講演会やセミナー、出前授業などを継続的に実施する。

5) 深野池新田開発関連文化財群の活用

- ・深野池新田開発関連文化財群としての一体的な活用と理解を促進させていくために、市史跡平野屋新田会所跡と深野池新田開発関連文化財群を一体的に紹介する刊行物を発行する。
- ・深野池新田開発関連文化財群の各構成文化財の見学へと促すために、深野池新田開発関連文化財群の見学ルートの整備やまちあるきマップの発行、指定地内において深野池新田開発関連文化財群を紹介するサインを整備するなどの措置を施す。

第4節 整備の方向性と方法

(1) 整備の方向性

市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値の保存を前提として、大綱に示している「市史跡平野屋新田会所跡の本質的価値を守り、深野池新田開発という郷土の歴史を物語る場所として、その価値や魅力を感じることができ、そして郷土愛を育む地域の憩いの場となることをめざす」を実現するために、市史跡平野屋新田会所跡の史跡整備やサイン整備、深野池新田開発関連文化財群の整備を進める。

(2) 整備の方法

1) 史跡整備

【史跡整備の基本的な考え方】

- ・市史跡指定地の整備にあたっては、地域住民の憩いの場となることや見学者の安全性を確保することに十分に配慮しつつ、史跡の持つ本質的価値を伝える場となることを優先事項とする。
- ・遺構表示のあり方や残存している石造物群の活用などについては、遺構保存と価値の普及、利活用の視点から検討する。
- ・地域住民の憩いの場に配慮するにあたっては、近隣に所在する公園・広場等空地の配置や機能性とのバランスを考慮して、指定地において付与する機能を検討する。

【保存に関する史跡整備】

- ・千石蔵跡、道具蔵跡、船着場跡の各遺構は露出展示として、石積み等遺構の修理工事と補強工事を施す。
- ・遺構内においてズレなどが生じている延べ石や束石の一部配置復元を専門家に相談のうえ検討する。
- ・周濠跡は発掘調査成果に基づいて横板護岸とするなど一部復元的な整備を検討する。
- ・指定地に残存している石造物群のうち、農民感謝碑、高松家歌碑、灯籠と主屋礎石の一部は保存対象として、指定地内に設置する。また、指定地外に立地していた樋門等も含めて、深野池新田開発に関わる石造物群の展示場の整備を検討する。

【活用に関する史跡整備】

- ・出入口は指定地南側と北側、周濠跡の東側（坐摩神社側の道と接続）の3箇所として整備する。
- ・屋根付きの施設等の整備を検討する。なお、屋根付きの施設の整備にあたっては、敷地面積を考慮しながら、史跡の価値を伝えるうえで景観阻害とならないようにする。
- ・バリアフリーの見学動線を設定し、車いすでも通行可能な園路等を整備する。なお、園路等については、会所跡と西側を流れる銭屋川とのつながりを意識できるような空間として整備する。
- ・隣接している住宅地との緩衝帯（目隠しフェンスもしくは植栽等）を設ける。
- ・維持管理や利用者の安全確保のために、照明施設の導入や電気設備・水道設備を整備する。
- ・周濠跡に溜まる水が銭屋川に流れるように排水環境を整える。船着場跡の階段などその他の場所についても、地形等を考慮しながら適切な排水環境を整える。
- ・指定地北側にある電信柱の移設を検討する。
- ・市史跡平野屋新田会所跡と坐摩神社を一体的に活用するために、周濠跡の東側と坐摩神社を結ぶアクセス道の環境を整える。
- ・坐摩神社境内に隣接する市所有地の活用について検討する。

2) サイン整備

- ・市史跡指定地現地での理解促進につなげるために、指定地内において説明板や案内板を整備する。説明板は、平野屋新田会所跡全体の解説とともに個々の遺構についても解説する説明板を設置し、調査成果を踏まえて、遺構の特徴やかつての使われ方等が分かる内容とする。

3) 深野池新田開発関連文化財群（水路・樋門）の整備

- ・深野池新田開発関連文化財群として理解促進につなげるためには、解説サインが設置されていない構成文化財においてサイン整備を検討する。
- ・各構成文化財において毀損等が生じていれば、水政課や道路課など管理者と連携・情報共有のうえ、補修工事等の実施を検討する。
- ・将来的な銭屋川の整備については、所管する水政課等と調整のうえ検討する。

第5節 運営・体制の整備の方向性と方法

（１）運営・体制の整備の方向性

市史跡平野屋新田会所跡の保存と活用を推進していくために、大東市生涯学習課が主体となりつつ、地域住民や専門家、庁内関係部局等との連携体制を強化する。

（２）運営・体制の整備の方法

- ・平野屋新田会所跡の保存管理や整備等にあたっては、大東市生涯学習課が主体となる。
- ・調査研究や遺構の保存管理にあたっては、必要に応じて専門家（大東市文化財保護審議会など）に相談し、技術的な助言等を受ける。
- ・市史跡平野屋新田会所跡の日常管理にあたっては、地域住民や平野屋新田会所市民サポーターの協力を得て実施する。
- ・市史跡平野屋新田会所跡の調査研究や情報発信にあたっては、大学と連携のうえ実施する。
- ・平野屋新田会所に所蔵されていた民具等の保管・展示や情報発信・普及啓発にあたっては、大東市立歴史民俗資料館と連携する。
- ・市史跡平野屋新田会所跡や深野池新田開発関連文化財群の保存・活用にあたっては、平野屋新田会所市民サポーターの協力を得る。今後も養成講座を開催して体制の拡充を図り、特に周辺住民の参加を促す。
- ・学校教育での活用にあたっては、各学校や教育委員会等と連携のうえ実施する。
- ・銭屋川など水路等の管理にあたっては、水政課や道路課と連携・情報共有しながら、市として適切な管理を進める。
- ・市史跡平野新田会所跡の情報発信にあたっては、観光振興課と連携する。
- ・府内に所在する他の3会所施設との連携体制は今後も持続して、4会所交流会など新田開発に関わる広域的な活用を継続的に実施する。また、大和川付け替えの歴史において関連性のある柏原市歴史資料館等との連携も検討する。
- ・具体的な維持管理体制については基本設計時に検討する。

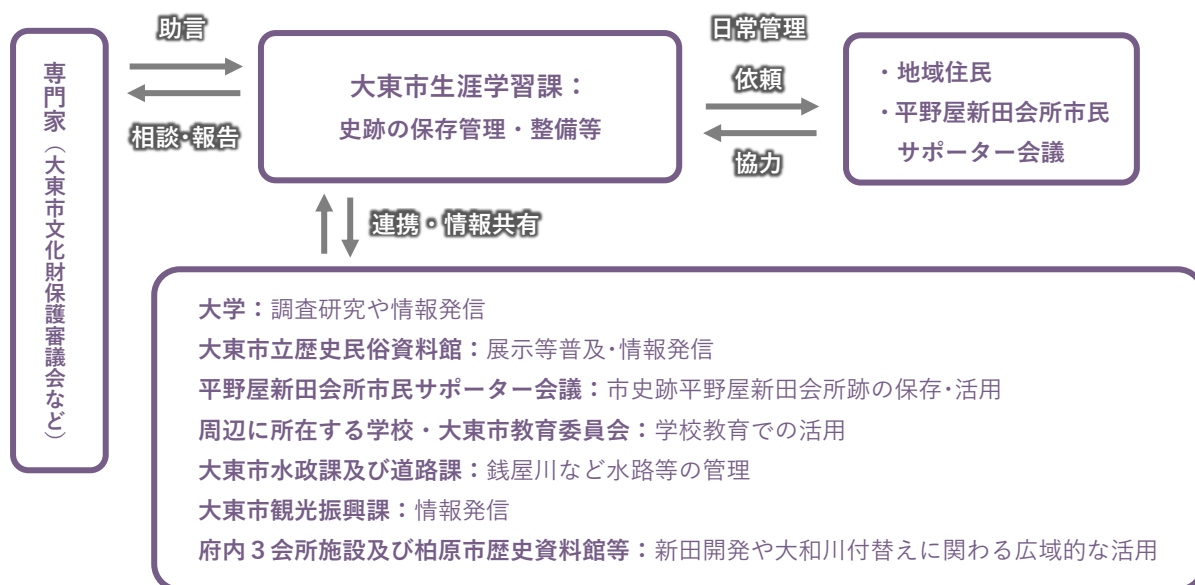


図 50 平野屋新田会所跡の保存・活用に関する運営体制

第6章 市史跡平野屋新田会所跡整備基本構想

大東市では市史跡平野屋新田会所跡の近年中の整備を検討している。今後の整備事業に向けて、第5章第4節「整備の方向性と方法」で位置づけた整備の方向性や方法等を再整理し、整備イメージを検討するために整備基本構想を定める。

第1節 史跡整備の考え方と方法

第5章第4節「整備の方向性と方法」では「整備の方向性」と「史跡整備の基本的な考え方」、そしてこれらの考え方を受けた「保存に関する史跡整備」と「活用に関する史跡整備」の方法を示している。史跡整備は第5章第1節で定めた「市史跡平野屋新田会所跡の保存・活用・整備の大綱」を実現するために、第5章第4節で示した考え方、方法を受けて実施していく。

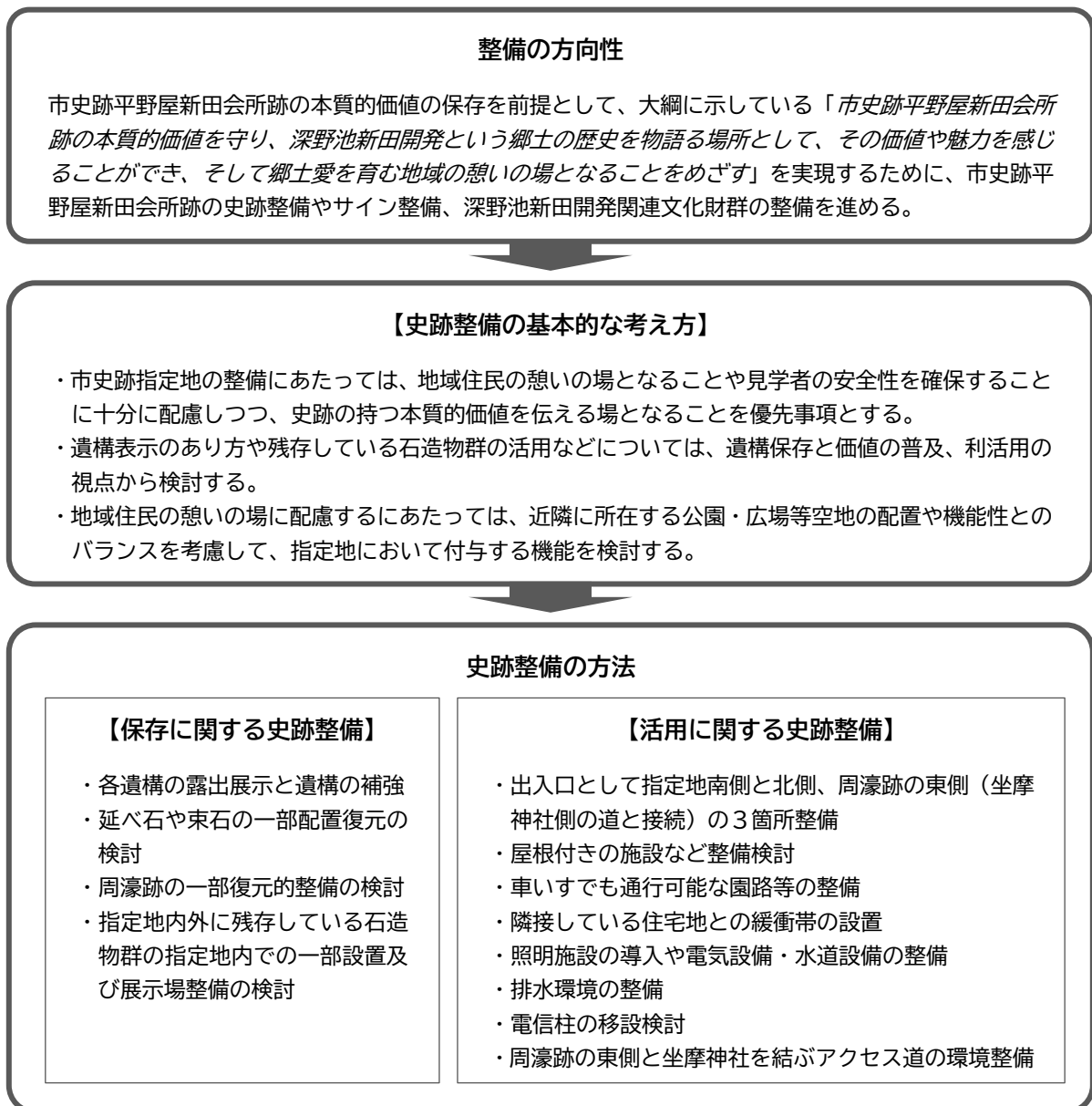


図 51 史跡整備の考え方と方法の整理

第2節 史跡整備イメージの提示

市史跡平野屋新田会所跡における整備の方法については、第5章第2節（2）1）「史跡整備」において示しており、その記載内容を保存活用計画策定段階のものとして平面イメージ図に落とし込んだものが「図 53 市史跡平野屋新田会所跡整備平面イメージ図」である。この平面イメージ図を基に作成した整備イメージは図 54～図 56 で示している。

本計画策定後はこの平面イメージ図を基本としつつ、遺構との関係性や景観性、実現性などを加味しながら、基本設計において具体的な整備内容を検討することとする。

なお、史跡整備にあたって検討すべき課題があり、遺構の補強方法や指定区域内における排水処理の方法などを具体的に検討していく必要がある。また、住宅地内に整備されることから近隣住民の理解は必要不可欠であり、近隣住民の思いにも配慮した整備内容にしていくことが求められる。

第3節 整備事業の進め方

令和9年度頃の供用開始を目標として、令和6年度に測量調査と基本設計、令和7年度に実施設計と発掘調査、令和8年度に整備工事と発掘調査、令和9年度に供用開始を進める。

整備後の市史跡平野屋新田会所跡の維持管理等にあたって、地域住民や平野屋新田会所市民サポーターの協力を得るために、整備事業と並行して体制構築に向けた地元住民との協議等を進める。

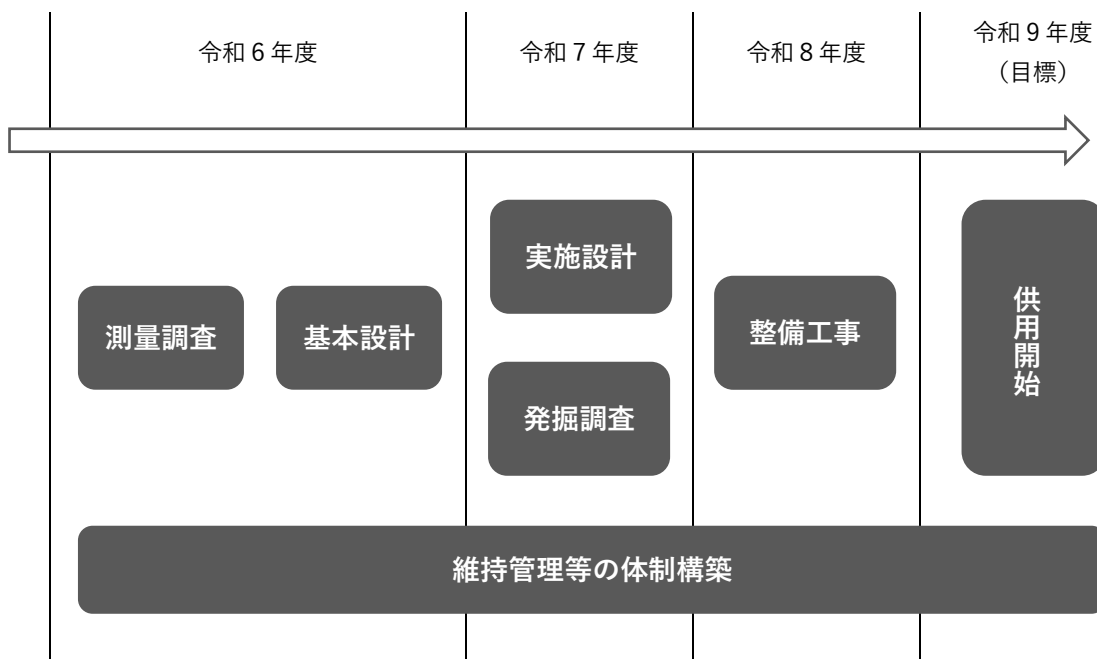


図 52 整備事業のスケジュールイメージ

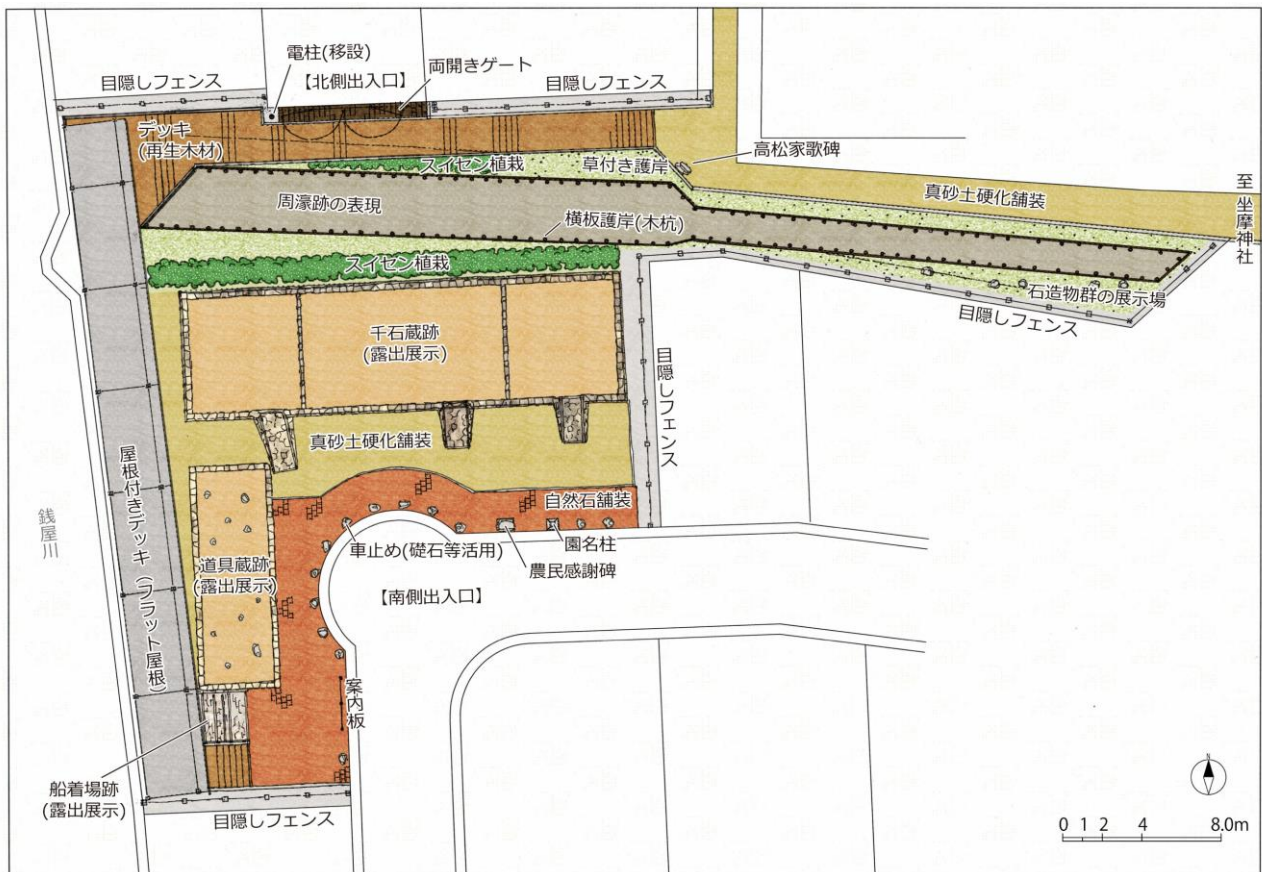


図 53 市史跡平野屋新田会所跡整備平面イメージ図（※保存活用計画策定段階）

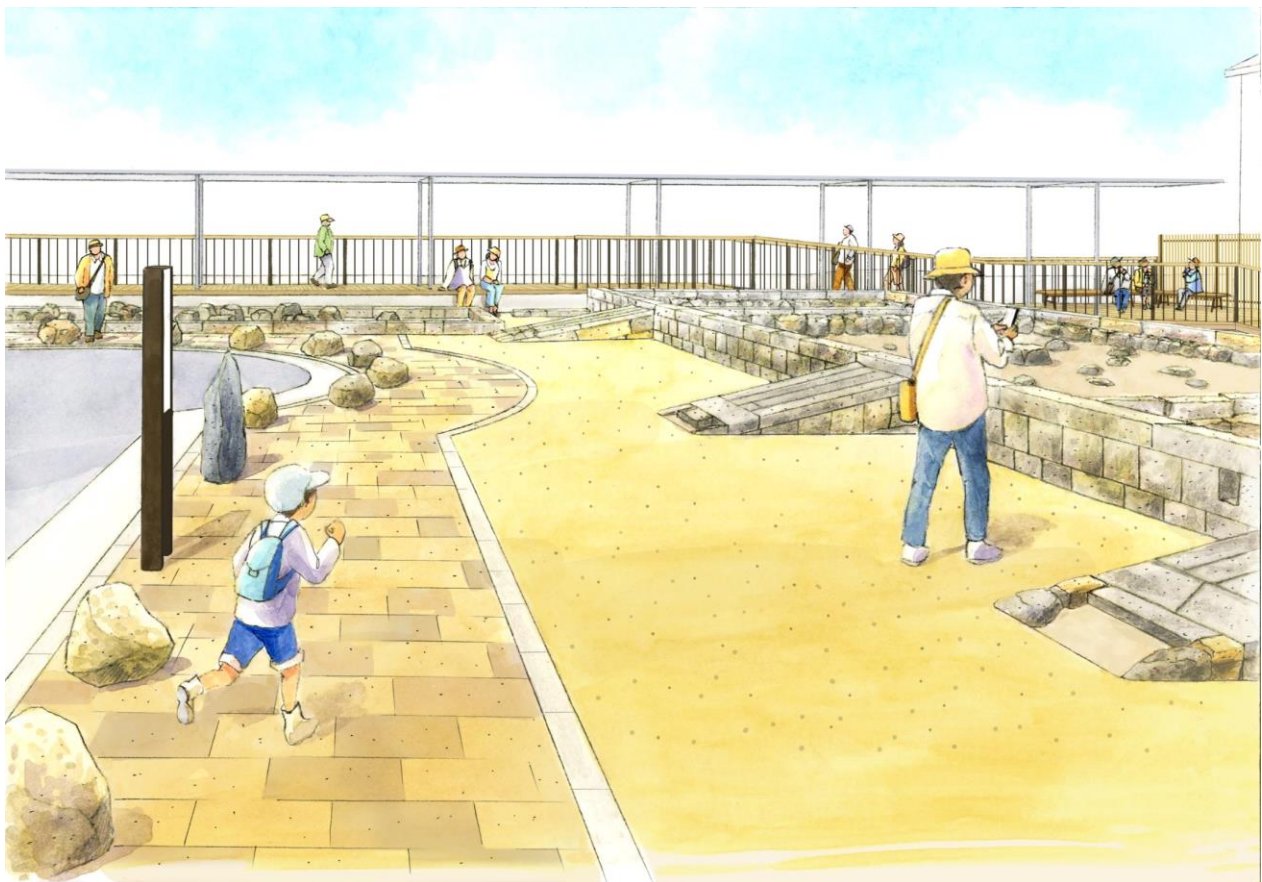


図 54 南側出入口付近の整備イメージ（※保存活用計画策定段階）

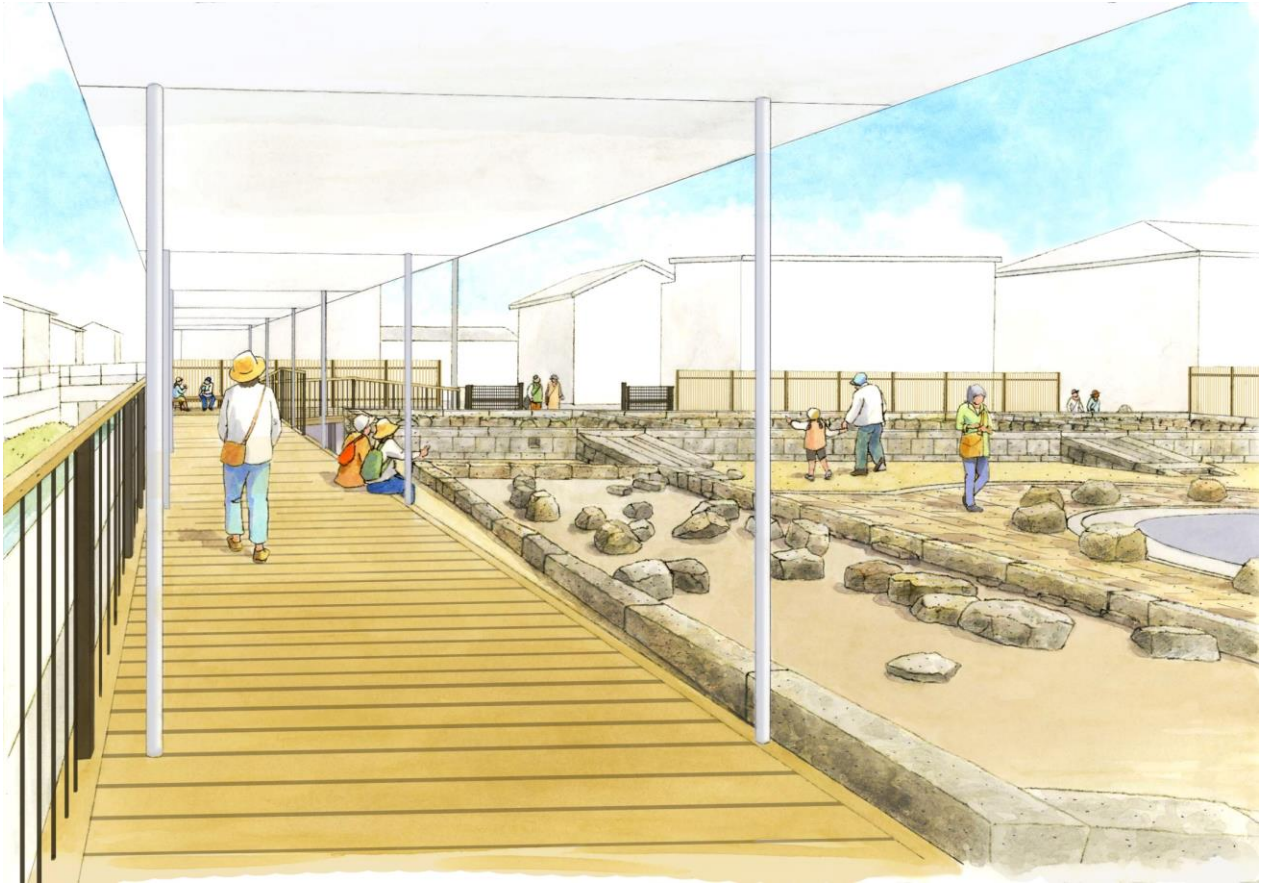


図 55 道具蔵跡付近の整備イメージ（※保存活用計画策定段階）



図 56 周濠跡付近の整備イメージ（※保存活用計画策定段階）

資料編

■参考文献

【平野屋新田会所関連】

- ・『平野屋新田会所跡総合調査報告書』（大東市、令和5年3月）

【その他】

- ・令和2年度国勢調査（総務省 統計局）
- ・色別標高図（国土地理院 地理院タイル）

市史跡平野屋新田会所跡保存活用計画

令和6年3月

発行：大東市

編集：大東市 産業・文化部 生涯学習課

〒574-0076 大東市曙町4番6号

電話 072-870-91057